

双響機 劍信士  
 双常水 劍信士  
 双珊瑚 劍信士  
 双利教 劍信士

茅野和助 常成  
 横川勘平 宗利  
 三村次郎 右衛門包常  
 神崎與五郎 則保

以上の四十六基は細川久松毛利水野の四家より各その預りし順を逐うて建立せしもの、その後の四十六年を経て双道喜劍信士と刻し薩州産宇都宮成高寺現住岱潤建焉、明和四丁亥九月十六日と彫れるものあり、また其後さらに節巖了貞信士、寺阪吉右衛門信行のため茲に一基を添へて、以上四十八基の墓碑となりぬ、

一字一點を汚して三族を誅せらるべき天下の高札をも恐れず、第一條に掲けたる忠孝の二

字は既に無用の空文なりとて、くろぐくと墨を塗り、べたくくと泥を塗り、果は馬糞を以て塗り潰せし民衆の勢ひは、打返す大波の如く、こゝに四十六士の墓を建てられし以來、泉岳寺へ参詣の群集雑沓、あけても暮れても香華は絶えず、一山これ人をもて埋まりぬ、本望を達して義士の引揚げ來りし時、徒黨夜討の人数なりとて、眉を擧めながら苦き顔をせし酬山和尚、また群集の雑沓を厭うて四十六士の墓所に俄の垣を繞らし、その入口に厳しく鍵を施して、景慕渴仰の民衆を墓前に近づけしめず、常よりは早く山門を閉ぢしかば非道非義の賣僧、外道惡魔に等しき坊主、引き摺り出して踏み殺せとの騒動、加之も細川越中守は義士の血を流せしところを我家の名所と誇り十七人の魂魄を我家の守護神とせしに、この泉岳寺の酬山和尚、末代の寺寶なりとて四家より寄附せられし義士の遺物は、四方より争うて高價に求められしため、千載に傳ふべき武器武器の大半を失へり、



細川家に十七士の接待掛となりて最も義士と親密なりし堀内傳右衛門、この一事に驚いて書き記せる文字の涙痕を見よ。

泉岳寺に拂物これありと申す儀、承はり候へども神以て偽にて可有御坐候、しかし衣類の様なる類にて可有之哉、武道具、大小ともに寺の寶物となり其まゝ召置被申、段段子孫有之候間、所望仕り候はゞ定て子孫に譲り被申候心底にて、なか／＼拂ひ申され間敷事と神以て存候故、才覺も不仕候、其後、承はり候うて肝潰し申候。

惜い哉、千古の忠肝義膽に伴うて、風教の基となり節義の鑑となり、あり／＼と其人を眼前に見るが如き記念の品々は、心なき僧侶のために賣拂はれて、悉く散逸せり。

淺野大學

元祿十五年七月、宗家たる藝州廣島の淺野家へ左遷せられし内匠頭の舎弟大學長廣は、四十六士の及に伏せしより六年目、十五歳以上の遠島を召還され其他の遺子いづれも罪を許されし時、また同じく赦免に逢うて江戸に歸り、青山に住みて宗家より年々二千俵づゝの合力米を贈られしが、寛永七年九月、五代將軍綱吉の後を嗣ぎし六代の家宣に召出され、安房の朝夷平群二郡の内より新知五百石を宛て行はれ、寄合衆の旗下に列せられぬ、五萬三千石の血脈、わづかに新知五百石の旗下に下りしが、五萬三千石より出でたる四十六士は、末代天下の寶となりて傳へらる、内匠頭長矩、身は一朝に亡びしも、長く泉下に誇るべし。



瑤泉院

浅野内匠頭の夫人、名は阿久里、夙に才色兩全の聞えありしが、兇變一發と共に舍弟大學、慌て、奥へ入り來り、かくと告げし時、其お相手は其場にて御果てなされしかと問ひしに、大學おもはず行き詰りて、いや、早急の事とて其邊は確と承らすといふや否、柳眉を上げて小膝を乗り出し、何と仰せらるゝぞ、お身様は現在、良人の御舍弟にて在しなから唯今お兄上の御大事に相手方の生死も質されず、をめぐ手束ねて唯それだけの御通知は、お恨めしう存じまする、さやうな事は家來にて濟むべき筈と、辱づかしめしほどの夫人、

長矩の最後と共に今年二十八の黒髪を斷ち切つて浮世を振り捨て、鐵砲洲の屋敷を去る時

も少しの取亂せし風情なく、甲斐々々しく老女腰元を指圖し、奥向の重寶より手廻りの調度まで靜に片付け、其まゝ赤坂今井町の生家、浅野式部少輔の許へ歸りしが、歸りし途中始めて乗物の中より流石に女性、よゝと泣く聲を漏らせり、生家の奥深く名を瑤泉院と改めし以來、描ける如き美貌に死せるが如き心を以て亡夫の位牌を守り、朝夕さらに讀經念佛の外なかりしが、いよく一黨の討入に近づきし時、大石内藏助、窃に人しれず大封の一書を送りて、開城以後に於ける庶務一切を明かにし別に帳面一冊「預置候金銀請拂帳」といへる金錢費途の明細まで相添へしは、いかに此賢夫人を亡君の存在と等しく見たるか、また紅燈綠酒に酔うて戯れながら其間に毅然たりし内藏助の用意周到、いかに公私の分を明かにせしか想ひ見るべし、宛名の落合與左衛門は生家の士にして萬事を支配せる瑤泉院の附人なり、



一筆啓上候、瑤泉院様ますく御機嫌よく御坐なさるべくと恐悦奉り候、大學様御事、藝州へ御引取なされ御氣の毒に思召さるべく恐察奉り候、近ごろ是非に及ばざる次第に御坐候、其後は態と差控へ御機嫌相伺ひ不申候、貴様いよく無事を以て御勤めなされ珍重に存じ奉り候、

一去冬、得御意置候通り、去春、赤穂に於て預り候御金、去年以來、一儀の用事に差遣ひ申し候、様子委細帳面に相認め候通りに御坐候、去三月十九日より金銀米之拂等、矢頭長助勘定致し委細帳面に相認め人別に請受手形等取置かせ申し候、品々取集め、此度一所に之を進じ候、

一右の餘り金、去年六月四日より拙者手前へ預り、山科へ持參仕り、段々拂ひ出し候處、帳面に記し置き候、毛頭自分用事に仕り候儀無御坐候、委細帳面御引合せ候は、御披見下さるべく候、小手形等も一所に封じ置き候、右之趣、苦しからず候へば御序の節、瑤泉院様へ委細御耳に立てられ下さるべく候、去冬貴様へ御約束申し候に付、書付品々、此度これを進じ候、

大學様へ可申上と存じ候へども、態と差控へ申し候間、御料簡の上、藝州様へ仰せ上げられ然るべく思召し候は、是また宜敷奉願候、

一右預り候御金の中に瑤泉院様御金の利銀、赤穂にて取集め申し候、分五貫目餘御坐候、此段も去冬書面に申し候通り、大學様御出なされ候は、申し上げ進ぜらるべくと存じ罷り在り候へども、藝州へ御越しなされ候に付、無其儀、其上段々一儀の用事に不足申し候に付、右之御金差遣ひ候間、此御金は私いづれも拜領仕り候



同意に奉存候間、いづれへも下し置かれ候と思召され被下候様に憚りながら宜しく御執成奉願候、委細帳面に相認め置き候間、長助仕置候帳面に御引合せ、一々御覽下され候へば明白に相知れ申す事に御坐候、

一御金帳面之外、書付、繪圖等、自然御用になさるべき儀も可有御坐哉と存じ、品々取集め進之候、則ち目錄御引合せ御覽なさるべく候、

一隨光院へ附け置き候山之儀、私ども京都出足已後、はや此節少々不埒の様子に承り及び候、住持事不覺悟故と去年以來見届け候、寺中に誠首座と申し候うて庵主御坐候、この坊、随分實體にて山を大切に致し永々までも寺に附け置き可申所存候故、懇に頼み置き候、もし住持より右の山證文等望み申し候とも、率爾に遣はされ候は、彌不埒に罷成り申すべくと存じ候間、その料簡なさるべく候、不苦儀に

候は、右の山の儀、土佐守様京都御留守居中存知被居、折節住持竝に誠首座へ山の噂も御坐候様に仕りたき事に候、永々まで御墓預け御寺に附き居り申す様に仕りたき御事に御坐候故、申遣之、

一 大野九郎兵衛道具の儀、去冬御物語り申し候通り、大學様へ申し上げ御意次第に仕るべくと存じ候處、もはや相伺ひ申すべき時節御坐なく候、其上赤穂御城主被仰付候故、其儀差置き候儀なりがたき様子に、御代官手代より内意承り候に付幸ひ九郎兵衛困窮申し、右道具之儀、手寄を以て所望願ひ申すに付、則ち願の通り差遣はし埒明け候、右様子委細書付取集め、是また進之候、

一 井上團右衛門殿へ紙包一つ、慥に御届け下さるべく候、大學様御金、御武具等の儀申し遣し候、御寫しも其元御披見のため進之候、



右爲可御意、如斯御坐候、私ども此節京都に不罷在候間、此御報下さるに不及候、恐惶謹言、

十一月二十九日

大石内藏助

落合與左衛門様人々御中

追而啓上候、去冬得御意候通り、大學様御事、何等御面目もあり御人前もならせらるゝ品も可有御坐哉と存じ、去年以來、及ばずながら彼是れ取繕ひ申し候處、無益に罷成り、去七月藝州へ御引取候様に被仰付、不及是非儀、御同然に奉存候、乍併外様へ御預けと違ひ、御家元へ御越なされ候へば、御一分の御爲には此上の御仕合せと存候、我々儀、去冬御物語り申し候趣に付、同志之面々申し合せ、京都退出申し候、委細之様子は追て承知なさるべく候、去年已來、堅く申し合せ候者

ども此節に至り冷光院様御厚恩を忘れ、俄に變心申し候段、近頃不届至極無是非儀に御坐候、則ち拙者先頃斷り申し越し候者ども書付、不入儀に候へども御慰みに懸御目候、

一寺井玄溪儀、昨今の者に候へども、別而御懇意に召仕はれ候段、難有次第に奉存候、仍之、皆ども同然に覺悟相究め申す旨、京都に於て再三申し聞け候、乍然この者の儀、格の違ひ候者にて候故、同志之志相究め候段、後難如何敷存じ候に付、達て指留め候、然らば此度病用のため江戸まで同道申すべき旨、申し聞け候へども、其段も指留め申し、世倅玄達同道申す事に候、昨今の儀に御坐候へども右心底真切の儀ども感心仕り候、爲御心得、申し入るゝ儀に御坐候、  
一此度申し合せ候、忠士の者ども都合五十人御坐候、冷光院様御靈魂御照覽に相叶ひ候



得かしと奉存候、までに御坐候、晝狀御披見の後、火中可被下候、恐惶謹言、

この書狀は十一月二十九日、此度申し合せ候、忠士の者ども都合五十人御坐候とせしより討入まで僅に半月、其間に數人の背盟不義の徒を出せり、かくまで人情反覆の測るべからざる世の中に、亡國の遺臣として開城以來の二年越し、人しれぬ日夜の苦心慘愴中、内外一切の庶務を整理せしのみか、厘毛も亂さずして歴然と公私の分を立て、いちく帳簿に記入して金錢の費途を明白にせし内藏助の用意細心と、その清風高月に等しき胸中の潔白とは、古今を貫きし忠節以外に百世の下、なほ人をして襟を正さしむ、さらに書狀中の一節、瑤泉院様御金の利銀、赤穂にて取集め候、分五貫目餘は段々一儀の

用事に不足申し候に付き右の御金を遣ひ候、間この御金は私拜領仕りたく、いづれへも同志の者へ下し置かれ候様に仰りながら宜しく御執成を願ひ奉り候とは、二百餘年の今日、なほ烈士の苦心を目に見るが如く、再び讀むに堪へざらしむ、まして現在これを身にうけて手に取られし賢婦人の瑤泉院、その節義に感動して、いかに泣かれしぞ、  
討入の翌朝、寺阪吉右衛門また京都よりの飛脚と稱して、この瑤泉院に差出せし一封の文字は、正しく本望成就の注進狀、  
兇變の後、瑤泉院また深く心の底に内藏助を力と頼み、みづから茶色縮緬の頭巾を縫うて贈られしが、志を達して細川家に預けられし時まで内藏助これを肌身に離さず、その寢床に入るや、そつと竊に取出して、夜な／＼頭に被りながら睡りしといふ、



瑤泉院は正徳四年六月三日、四十一歳にして逝く、泉岳寺の内匠頭が墓側に正面して、その法號は瑤泉院殿良瑩正澄大姊、

### 大石家

大石内藏助良雄の祖先は、遠く鎮守府將軍藤原秀郷より出づ、秀郷近江國栗太郡の田原に住みて田原藤太と稱し、田原の近傍、大石の莊を領せしかば、その子孫また代々これを承け嗣ぎて、意に土地の名を取り大石を氏とす、  
應仁の亂、大石の一族は室町將軍に従うて悉く戦死し、家系さらに絶えむとするを歎き残れる郎黨の心あるもの、たま〜京師に落魄せし同族小山久朝を迎へて、また再び大石の姓を興しぬ、

久朝に三子あり、長は久重、次は泰頼、第三は朝重といふ、  
長の久重と次の泰頼は、兄利義昭に従うて織田信長のために亡され、第三の朝重より三代の後に生れたる彈正左衛門朝良、また二男あり兄は平左衛門、弟は久右衛門、  
兄の平左衛門は豊公征韓の役に従ひ、老いて大石の莊に退隱せしが、その子の兵左衛門なるもの始めて淺野采女正長重に仕へ、元和元年大阪の夏陣に戦歿せり、  
弟の久右衛門は關白秀次に仕へ、秀次の滅亡せし後、また大石の莊に隱遁し、もはや武門の常なきを觀じて、最愛の一子を男山八幡宮の宮本坊に託せしが、元來の勇猛、法師たるを嫌ひ、十四歳の時、出奔して江戸に出で、十八歳の時、從兄の平左衛門を頼りて淺野家に仕へ、相伴うて大阪の夏陣に向ひ、兵左衛門は戦死せしが、この還俗法師は血戰縱横の中より敵の兜首二級を獲て其大剛を稱せられ、竟に千五百石を以て城代家老に登用せら



る、これを大石内藏助良勝といふ、  
良勝、浅野家の城代家老となりて以來、子孫いづれも家を嗣げば必ず内藏助の通稱を用ふ、

初代の内藏助良勝に二男あり、兄は家を嗣いで二代の内藏助良欽と稱し、弟は頼母良重といふ、

弟の頼母良重は深く内匠頭長直に愛せられ、長直の愛女を妻に迎へ、別に新知千二百石を與へられしのみか、二男一女を擧げて、その二男ともに長直の養子とせられ、浅野家の分家に取立て、長男は三千石の浅野美濃守長恒と稱し次男は三千五百石の浅野左兵衛長武と稱し、一女また長直の養女として松平主馬に嫁しぬ、浅野と大石の兩家、公は君臣なれど私に相通じて血縁を繋けり、

二代の内藏助良欽は、關が原の戦ひ將に起らむとする時、伏見の孤城を守りて天下に忠勇無雙の名を呼ばれたる烏居彦右衛門元忠の孫女を入れて妻とし、その嫡子を権内良昭といふ、

権内良昭、備前の太守池田家に聞えたる三萬三千石の大家老、池田出羽由成の女を妻としその間に生れし嫡男は、名門名士の精華を集めて、實に大石内藏助良雄その人なり、

初代 大石内藏助良勝

二代 大石内藏助良欽

三代 大石内藏助良昭

四代 大石内藏助良雄

三代目の権内良昭、三十四歳にして早世せしかば、内藏助の名を稱するに至らず、當時の



法制、父子相承の外を許さざりしため、四代の良雄は直ちに祖父たる良欽の養子となりて家を嗣ぎぬ、

良雄に二人の弟あり、次弟は男山八幡宮の大西坊に入りて専貞師と稱せしが、討入の四年以前に病死し、その次に良房と稱せしは、また幼にして死し、大石家の正系には良雄ただ一人を止めたり、この一人の英物こゝに千載不滅の名を傳へぬ、

内藏助良雄は、萬治二年、赤穂に生れ、十五歳にして父の權内良昭を亡ひ、延寶五年十九歳にして祖父の良欽を亡ひ、公には三代の大石内藏助として世に立てり、

當時の一處士を以て幕府の眼中より殆ど一敵國の如くに見られし山鹿甚五左衛門、赤穂に配流せらるゝこと十年、その配所殘筆によりて前後を數ふれば、内藏助が八歳の時より十

七歳に至るの間なり、淺野侯、この山鹿素行を以て天下の英雄とし、曾て自ら弟子の禮を取しかば、配流中ますます師父の如くに尊敬し、一藩の老少をして悉く門下生たらしむ、城代家老の嫡子、いかでか就いて學ばざるべき、經學、兵學、その薰陶をうけて、英雄さらに英雄を砥勵せり、後年、吉良家へ討入りし時、わづかに四十七人を以て前後左右に一の違算なく、たとひ他より大敵の援助あるも進退緩急これに當るべき用意成策は、いちく悉く山鹿流を用ひて、その胸中に蘊蓄せる奥義を極めたりと稱せられぬ、さらに内藏助の人となりを見るべき逸話は、京に出でて當時第一の大儒たる伊藤仁齋の門に遊び、その講義を聽ける時、うとくと睡りしかば、同列の門生いづれも笑うて、果は師に禮なきものと罵り、これを讒訴せしに、眼中に何物もなき物徂徠をして東海の聖人といはしめたる仁齋先生、靜に制していふ、彼の睡れる時は我の章句を解きし時なり、つら



つら彼を見るに凡庸の器にあらず、愚なるが如くにして其性や深淵の如し、必ず大事に任ずべしと、

内藏助の居睡りは、なほ美濃の大垣にも一の逸話を残せり、浅野家滅亡の後、その一門たる大垣の戸田采女正が在城の頃、城の門衛に命じて、今夜の亥の刻に簀笠を著せる一人の者、まるる筈、名を聞くに及ばず仔細なく通せとの事に、果して三日の間、必ず其時刻に簀笠の一人通行せしが、その者の宿りしは竹島大手外の本陣宿脇清貞の家にして、宿に歸れば床柱に靠れて何をか沈思黙考の體、これぞ大石内藏助が山科の里より人しれず忍び來りて、主家再興の苦心慘憺たりし時なりしといふ、討入の後、脇清貞の宿の床柱は「大石の思案柱」とて、世に名高く、現に明治二十四年の濃尾震災まで残れり、  
内藏助、この戸田采女正に見えて、頻りに主家再興の懇請中、をりく居睡りを始め、ま

た目を覺して對談を續けしが、その席に侍りし重臣の一人、内藏助の去りし後、主人に向うて、時も所もあるべきに何事ぞ、御前に於ての居睡りとは、案外の性根ない人と笑へば采女正、頭を振りながら、この春以來うちつといて人の知らざる心勞、よくく疲れたと見ゆる、第一また我前も憚らず居睡りするほどの大膽なる男でなうては、逆も大事に堪へまいぞと語りぬ、  
蓋し内藏助の天性、ゆツたりとして小事に齷齪たらず、寛厚大度にして外その鋒鋷を露はさざれど、内に毅然として鬼神も犯すべからざるものあり、加之も洒々落々さらに名聞を求めず、光風霽月さらに一點の疚しきところなく、恬淡晏如として自ら事を好み功を用ひざるの人、もし一朝亡國の變に逢はざれば、いはゆる晝行燈として生涯を終りしやも知るべからず、



山鹿素行に就き、伊藤仁齋に學び、劍は東軍流の第一と呼ばれし奥村無我に免許皆傳を受け、加之も歴代の名門を以て名士の嫡流に生れ、身は一藩の城代家老にして、内匠頭の生前さのみに用ひられざりしものは、事なき太平の世に此大物、みづから用ひざりしがためなり、

英雄の閑日月、内藏助また狩野友益に畫を學び、花は牡丹を愛して餘暇の風流韻事に花品の評論を著はせり、さらに其平生を見れば、上下の分限に嚴格なる當時、一城の國老として足輕下郎にも友朋輩の如く戯れしかば、あまり輕々しく大夫の威嚴なしと譏らるゝに至る、されど一朝の變に身を以て内外の萬難を荷ひし時は、殆ど別人の如く、凜たる威望は諸士の頭上を壓して磐石の重きに等し、

内藏助、曾て翡翠を描きしに、時の名僧これに畫讀して、

濁り江の濁りに魚は潜むとも

など翡翠のとらでやむべき

怒髪に冠は衝かざれど、靜なること林の如くにして、吉良家を覘ひし内藏助の心中、寫し得たりといふべし、

元祿六年十月、備中松山五萬石の城主水谷出羽守勝義、俄に頓死して養子の勝清また一月の後に頓死し、まはや家を嗣ぐべきものなきため、幕府の法令として領地没收の時、淺野内匠頭長矩をして城を受取らしめぬ、

内藏助この時は三十五歳、城代家老として向ひしが、あまり平生に用ひられざる人、畫行



燈とまでいはれし人、藩中この大役を危むもの多かりしに、さのみの用意もなく平然として行き、直に城中へ入りて談笑の間に事を済ませ、一士一卒も立騒がせず、静に開城せしめし手際は、殆ど不思議の如く傳へられぬ、

赤穂没收の時、わづか五萬三千石に隣國の諸侯が四邊の境上を壓して、驚くばかりに兵備の嚴重を極めしは、他よりの眼中この不思議なる怪物の内藏助ありしがためなりといふ、

亡滅の筋は違へど、九年以前に他人の城を受取りし内藏助、めぐる浮世の小事に今は我身の城地を没收せられ、また他人に明け渡して故國を去る時の感慨いかなりしぞ、

大事を遂げし後の内藏助は、また平然として忘れたるが如く、その細川家にあるや、ゆツ

たりとせし平生の態度、のびくとせし自然の談笑、死に至るまで夕食に添へらるゝ酒を一滴も餘さず、をりく給仕の小坊主に戯れて、我等も近々に遠いところへ参る、お土産も持ち歸れぬに、さてく親切にして給はるぞと笑ひぬ、

されど朝夕の食膳に向ふ時は、必ず容を改めて越中守の居られし方角に向ひ、うやくしく謹んで拜謝し、寝る時は泉岳寺の方角に向うて、兩眼を閉ぢながら禮を正せし心中、やがて御傍へ仕候すべしとや、接待掛の人々おもはず感涙を浮べぬ、

一黨伏刃の當時、内藏助が祖先の出所地たる近江の栗太郡、大石の莊に「忠義碑」を建立し、時の儒者栗山潜峰の選文を刻せり、(選は漢文なれど童幼のため演譯して讀易く解し易からしむ四十五人の姓名以下は原文のまゝ也)

忠義碑

元祿四十七士



大石君、諱は良雄、内藏助と稱す、その本は鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷の曾、江の大石莊を食む者あり、因て地を以て氏とす、應仁の亂、族を擧げて戦没し、嗣なし、會小川泰朝の孫久朝京師に在り、大石小山本同宗、因て之を後く、後六世、良勝に至り始めて淺野長重に臣たり、長重子長綱改めて赤穂に封ぜらるゝに及びて移る焉、實に君の曾大父なり、父良昭、池田氏を娶りて君を生む、良昭早世、君年十五、大父良欽を承け淺野長友長矩に歴史し、世祿千五百石、為人温寛にして度あり、齷齪として自ら用ふる事をなさず、長臣たりと雖も、事に於て預るところなし、元祿十四年三月、詔使幕府に至る、長矩接伴、私忿を以て吉良義央を府中に刃傷せるに坐し、大不敬を以て論ぜられて死す、君赤穂に在り、城士三百を聚め、誓うて曰く、讐在り、義與に活きず、城を枕に死せむ耳、既に又曰く、城に據れば叛するに似たり、如かず退いて自殺せんには、

城士これに従ふもの數十人、血を刺し盟誓す、君乃ち曰く可矣、死未だ晩からずと、時に城を擧げて騷擾し、爲す所を知らず、而して君は日に官廳に坐し、吏民を引見し、凡そ外内諸事、處決流るゝが如し、城儲庫積文武諸器より以て錢鈔祖税の微に至るまで具に文簿を備へ、明較ならざる莫し、四月、道を拂うて使者を迎へ、城を致して去る、出でて京師に遊び狂縦行ひ無し、往々僧衣を披て妓を携へ市に醉ふ、讐家偵知し、おもへらく能く爲すなしと、明年、君、子良金と姓名を變じて江戸に來り、神崎則休茅野常成をして伴り估販たらしめ、讐家に往來して動靜を伺察す、義央仇を避けて率ね常に外宿す、會十二月十四日、客飲夜に抵る、君、諜じて之を知り、乃ち同盟四十五人を率ゝ、第圖を按じ令號を發し、鐵巾衷甲、曉に乘じ、屋に梯し門を斫り、前後競うて入り、一人を縛し蠟を索め之に燭す、室毎に明晝の如し、奮闘亂搜、數十人を殺傷す、た



だ逃ぐるもの婦人の如きは害せず、遂に義央を室の側に殺し、衣を褌いで首を裹み、器を吹いて衆を欽め、火を戒め竈に灌ぎ、具名の書を廳前に留め相率ゐて芝の泉岳寺に退き、首を長矩の墓に祭る、吉田兼亮富森正因を遣はし大目付仙石久尙に告げて曰く、謹んで去を埃つと、即日君等四十六人を細川綱利松平定直毛利綱元水野忠之の許に分拘し、十六年二月四日、各自盡を賜ひ、長矩の墓側に葬るを許さる、時に君年四十五、初め石束氏を聚り子三男三女を生む、長は乃ち良金、死する時年十六、二男幼にして二女夭せり、嗟夫君の事を擧ぐるや、徒を結び衆を動し、恣に貴者を刃す、之を法令に徴すれば、罪固より誅に當る、而も意は將に謂はむとす、寧ろ法は當世に觸るゝも恩は地下に負くべからず、身は蓋にすべし志は奪ふべからずと、是を以て君の擧止自若、身を束ね死に就いて毫も憾むところ靡し、而して其氣烈の磅礴するところ天地と雖も震蕩

せられず、士風頼つて以て奮ひ、民彝頼つて以て植う、之を千載一人と謂ふも可也、族姻、君の鎧を收め之を大石古壘の跡に埋め、石を建て事を勅し、竝に四十五人の姓名を刻す、四十五人其人たるや心は則ち一也已、

良金稱主税、君之長子、信清稱瀨左衛門、君之族第、吉田兼亮稱忠左衛門、子兼貞稱澤衛門、兼亮與君協謀、前後規爲、多頼之云、原元辰稱惣衛門、方衆之洵擾、與兼亮俱助君、綜理衆事使莫壅滯、片岡高房稱源五衛門、間瀬正明稱久太夫、子正辰稱孫九郎、小野寺秀和稱十内、子秀富稱幸衛門、磯貝正久稱十郎左衛門、堀部金丸稱彌兵衛、武庸稱安兵衛、金丸之義兒也、金丸老而壯慨、武庸以勇敢聞、衆之濟事、父子切謀居多、近松行重稱勘六、富森正因稱助衛門、臨訣、母與所著襦衣、曰、汝得死所矣、潮田高數稱又之丞、赤埴重賢稱源藏、奥田重盛稱孫太夫、子行高稱定衛門、矢田助武稱



五郎衛門、早水滿堯稱藤左衛門、間光延稱喜兵衛、二子、光興稱十次郎、光風稱新六、光興與武林隆重、得義央瘞之、光興遂斬其首、中村正辰稱勘助、菅谷政利稱半之丞、不破正種稱數衛門、入讐第、擊殺爲最多、千馬光忠稱三郎兵衛、岡野包秀稱金衛門、木村貞行稱八十衛門、武林隆重稱唯七、倉橋武幸稱傳介、村松重直稱喜兵衛、子秀直稱三太夫、杉野次房稱十平次、勝田武堯稱新左衛門、前原宗房稱伊助、矢頭教兼稱衛門七、父長助病將死、授甲教兼、曰、必以復讐、教兼終奉其言、死年纔十八、神崎則休稱與五郎、茅野常成稱和介、横川宗利稱勘平、三村包常稱次郎左衛門、在赤穂從事厨所、職祿最下、至是死節、

當時なほ幕府に憚りて江戸と赤穂と山科を避け、大石家の族姻數人、竊に相謀り相議して祖先の出生地に建てしもの、後世他人の建碑にあらず、内藏助父子のためには最も深き

縁故ありて、撰文の簡明説約また要を得て事を盡せしが、何物の無情ぞ、二百餘年の風雨星霜に朽ちざる此碑碣いづれにか運び去られて、今は見るに影なし、

拾遺

淺野内匠頭、田村家にて切腹の時、その座の庭上に設けたるを見るや否、かりにも一城の主人を士庶人の取扱ひは武道の作法にあらずと檢使の莊田下總守に争ひ、また片岡源五衛門の願ひ出づるや否、主従一世の訣別ぞ苦しうなし後日お咎めの節は我等これを引受たりとて卽座に許せし御目付の多門傳八郎、また内匠頭の吉良上野介を刃傷に及びし時も、その席にありしが、前後の始末を自ら筆記して後世に残せり、世に寫し傳へて『多門傳八郎筆記』といふ、實に當時の實況なり、その中の一二節を掲ぐ、



元祿十四年三月十四日、御目付當番は多門傳八郎大久保權右衛門兩人也、四半時頃、殿中大騒動いたし、御目付部屋へ追々知らせ来る、唯今松之御廊下にて喧嘩有之、及傷に及び候趣(中)早速同役衆、残らず松之御廊下へ罷り越候處、上野介は同役品川豊後守に抱へられ、櫻の間の方近く御板縁にて前後を辨へず、高聲にて御醫師を頼みたしと言ふ舌ふるへ候うて申し聞けられ候、松の御廊下角より櫻の間の方へ逃けて参り候故、御疊一面血こぼれ居り候、また傍には面色血走り淺野内匠頭無刀にて梶川與三兵衛に組み留められ、神妙の體にて私亂心は仕らず候御留の儀御尤には候へども最早や御差免下さるべく候、かやう打損じ候上は御仕置奉願候、なか／＼此上無體の刃傷仕らず候間、手を御放し烏帽子を御著せ大紋の衣紋を御直し武家の御法度通り仰せ付けられたく申し候へども、與三兵衛、差許さず候故、内匠頭、拙者儀も五萬石の城主にて候

さりながら御場所柄も憚らざる段は重々、恐入候へども官服を著け候もの無體の御留にて官服を亂し候、上へ對し何の御恨みも無之候間お手向ひは仕らず候、打損じ候儀残念とて、かやうに相成候上は致方これなき旨、よく／＼事を分け申され候へども與三兵衛疊へ押し伏せ、ねぢ付け居候に付、傳八郎、十左衛門、權右衛門、平八郎四人にて受取、烏帽子大紋衣紋を直し、蘇鐵の間の隅へ御屏風にて仕切り、四人替る／＼に附き候、殊の外内匠頭歡び申され、上野介は矢張り御屏風仕切り、蘇鐵の間北の方隅へ御目付替る／＼に付き居り候處、内匠頭と餘程の間合ひ隔て申し候處、又候内匠頭これへ越すべきやと申し聞け候に付、氣遣ひ有之間敷、拙者ども付き居り候由を申し聞け候、

その切腹場所の庭上にありしを見て、田村右京大夫に向ひし言葉と片岡源五衛門を許せし



實況を多門傳八郎みづから筆記の一節、

場所見分いたし候處、小書院の庭に涼臺の如くの物敷き詰め、白縁の疊を残らず鋪き、幕打廻し雨障子を懸け、いづれも嚴重の體に相見え候、傳八郎、右京大夫へ申し聞け候は、今日の御場所、繪圖面を以て大目付下總守へ御問ひ合せ有之候哉、それとも下總守差圖にて御坐候や承りたく候たとひ、大目付差圖とても、一城のあるじ、殊に武士道の御仕置を仰せ付けられ候に付、庭前に於て切腹と申すは有之間敷、たとひ御取繕ひ如何ほど御手厚くとも庭前也、龜末の御取計にても座敷に可致筈に候處、心得亦候、拙者に於ては存寄を言上可致と申し候、(中)右京大夫罷り出でられ、今淺野内匠頭家來片岡源五右衛門、申す者、主人儀手前に於て切腹被付候段承り、主従の暇乞に候故、一

目主人を見申したき段相願ひ候、再應押し返し候へども、けしきを替へ相願ひ候に付、また候差留め候うても、何ぞ珍事出來候うては如何と存じ、右に付まづ御達し申し候よし被申聞候、然る處、下總守一向無言にて何とも一言不被申、傳八郎、右京大夫へ申し聞け候には、不苦候、一目見せられ申さるべく候、右家來いかに主人を助けたく思ひ飛び懸り申し候うても右京大夫御家來も大勢有之に付、直ちに取押へ申し候、一目ぐらるは生上慈悲ゆる拙者承り届け候、如何と下總守に申し聞け候處、思召次第と被申候故、右之趣申し渡し、右様の取合にて刻限は六時前也、傳八郎、明日は退役と覺悟いたし先刻より下總守と申し争ひ、何事に依らず申し出で候故、下總守、以の外の體に相見え候、



寺阪吉右衛門信行、惜しからぬ生命を生き残りて、吉田忠左衛門の親戚なる羽田半左衛門と拓植六郎左衛門のため書き記せし覺書を、世に「信行筆記」と稱して寫し傳へらる、身は微賤にして後事の奔走を命ぜられしがため同列の死に外れ、さらに忠左衛門の妻子を見届け、多年の艱難辛苦に伴うて、義士中の最も哀れなるもの、律義の筆、正直の文、その爲人を知るべく、また忠左衛門に従うて江戸に下り討入に至るまでの間、當時の實況を目前に見るが如し、

覺書

浅野内匠頭家士吉田忠左衛門兼亮組

足輕 寺阪吉右衛門信行

一、吉田忠左衛門殿御事、午正月二十五日未明に播州三木町出足いたされ同二十六日大阪表到着、福島に於て原惣右衛門殿へ參會、伏見へ著、同所藤森に墨染と申す法華寺これあり是へ立寄られ、御住持に御逢ひ被成候、これ御同苗筋目の御坊ゆる先祖の行方など具さに聞き届けられ、昔の今の物語など有之、それより上京、同日烏丸通り錦屋善右衛門方へ兼約ゆる著いたされ候、

一、同二十八日、山科にて内藏助殿へ被參、ゆるく對談に及び候うて晩刻歸られ候、其後内藏助殿御宅小野寺十内殿小山源五右衛門殿借宅にて對談に及び相歸られ候、其内度々御出會御坐候、夫に付き忠左衛門殿内藏助殿へ被仰候は、今度御指圖にて惣名代として江戸へ罷り下り候、然れば去冬これにて何れへも仰せ付けられし誓詞神文の通り同志の衆中、心底いよく相違無之候段、急度承り届け候うて罷り下り可申



旨、申され候處、内藏助殿、御尤のよし御挨拶にて、則ち國々住宅の衆中、廻状にて御呼、頓て何れも上著の上、京丸山寺中客座敷才覺にて、二月十五日、いづれも御寄合これあり、いまだ相談相極め不申候故、京都へ逗留いたされ候(以下原書盡ば 疎を) 缺く

一、北野天神八百五十年忌とて、去頃より萬燈これあるに付、二月十七日、七ヶ日立願にて體を改め參詣いたされ、則ち神前へ被捧候詩歌有之候へども、江戸にて反故ども皆焼き捨て申すに付、無之、少々覺え申すを懸御目申し候、

松、八百年の數を重ねし若緑なほ老松の千代やへぬらん  
梅、かきくらし雪降り積る山里も垣ほの梅は春を忘れず  
松、花さかぬ里はあれどもあし引の山には春の松ぞ色こき

梅、去年ことし年を重ねて咲く梅のわきて匂の深き花かな  
此通り覺え申すまでに御坐候、

一、同十九日、紫野彈正町隨覺院(瑞光院)に御佛參被致候、但し此所は聚樂の節、淺野故彈正様御屋敷こゝに候と申し傳へ候古跡これあり候、

一、二十日、宿善右衛門より御門出の御祝儀とて、貝賀彌左衛門殿、小野寺十内殿、小山源五右衛門殿、原惣右衛門殿、御相伴にて如形御馳走仕り候惣右衛門殿には御泊りにて翌朝御見送り被成候終夜御物語り被成候、但し惣右衛門殿は去巳秋より江戸に相詰め被居、午の正月上旬、上られ候故、始末の儀、心靜に仰せ談ぜられ候事、

一、翌二十一日、天氣能く、早天京都罷り立ち、近松勘六殿同道にて、道も他の家中を



申し立て罷り通られ候、名字なども替へ、間を合せ通り被申候、道中所々にて被致候  
詠草少々覚え申し候を書き付け入御覽申し候、

二月末にみやこを出で、逢阪にて

九重の霞をわけていづる日もくもらぬ御代に逢阪の關

さよの中山

夜をこめて越え行く旅の空なれや東天ちかしさよの中山

薩埵山を越ゆるに無雙の景にて

われだにも三保の松ばら不二の雪ころや空にかゝる白雲

清見が關

天の原霞もはれて清見瀉月をとゞめよ浪のせきもり

是まで覚え申し候其外は失念仕り候、

一、同二十四日、伊勢山田菊屋大夫方に著申し候刻、大夫同道仕り、内宮神前にて當  
番の神主罷り出で、願書讀み上げ、如形御祈禱申し上げ、それより何れも下向仕  
り候、

一、翌二十五日、山田出足、同晩津に一宿いたされ、水沼久太夫殿へ知らせ遣はされ候  
處、早速久太夫殿町宅へ御出で、あらゆる御入有之、此度江戸下向に付、料簡に落ち  
難き所、御不審これあり候、雙方残念至極のよしにて歸る、

一、翌朝、津を發足、段々旅行いたされ、道中も古戰場古城ども残らず見物、繪圖など  
被致、名所古跡にては必ず詠草いたされ、段々無恙、三月五日、江戸芝松本町米屋忠  
太夫方へ著いたされ候、



一、翌日より段々江戸町或は近郷に被居候衆へ知らせ遣はし、猶また段々内談有之候、  
 一、四月二日、上方より爲用事、神崎與五郎被下候、  
 一、同十二日、千馬三郎兵衛殿被下候、是は千馬にて心易き浪人故、好き手筋これある  
 仁にして江戸表、働きを被申候談合にて金子など合力被致、同道にて被下候、此浪人  
 衆は去る御旗本衆と懇意故、是も滞留被致候、千馬にても四十日ばかり逗留にて被登  
 候、

一、五月二十四日、赤穂町遠林寺の當住、祐海法印内證、聞き合せに参り候、是は江戸大  
 寺の御住持達に相弟子衆にて可働由に候、  
 一、上方より代りとして、小野寺十内殿、小山源五右衛門殿、被下候筈にて、忠左衛門  
 殿勘六殿、七月二十五日罷り上る筈に候處、大學殿閉門御赦免にて其節被仰渡候趣、

阿部豊後守様より淺野左兵衛様に大學殿七月十八日同道なされ候様にと被仰渡、早速  
 御越し候處、内匠頭不調法に付き其方閉門被仰付候處、今度御赦免被成候、それに付  
 き例年内匠頭歸城の節、其方養子の願書差上げ置き候、然れば内匠頭俸分にて候へば  
 其通り差置かれ難く候、依之安藝守方へ罷り越し居申し候様に、被仰渡、尤も妻子  
 家來ども召連れ候へと被仰出候、是は安藝守へ御預と申すには無之候、さやうに相心  
 得候やうと被仰渡候時、大學殿にも存寄の御挨拶有之、夫より直に安藝守様へ左兵衛  
 様同道にて向屋敷へ御入、奥様は夜に入御なされ候、  
 一、安藝守様御留守居衆、豊後守様より御呼に付、明石吉太夫殿遣はされ候處、豊後守  
 様被仰渡候は、此度大學儀閉門御赦免なされ候夫に付き安藝守方へ妻子家來ともに引  
 取り候やう被仰出候、御預にては無之候、さやう心得候へと被仰渡候、



一、大學殿七月二十八日廣島へ御越候事、

一、大學殿藝州へ御越に付、上方登り彌相止み、忠左衛門殿勘六殿兩人とも七月二十七日芝松本町仕舞ひ、上方へ登るとて旅装束いたし宿を罷り出づ、麴町六丁目喜右衛門店に罷り越し候、宿證文ともに作州浪人と申し、諸事承合、名も改め罷り在り候、忠左衛門事田口一眞、勘六事一眞甥に成り、田口三介、

一、八月十二日より潮田又之丞殿被下候、内談有之、其後淺草にて遊山船二艘用意いたし、江戸同志衆申し合せ罷り出で候、終日對談のため、此節心底、心元なく相見え候衆中は燃出し相談に入れ申さず候、大形船頭は供船に乘らしめ、内談のうち茶屋にあらせ申し候、

一、同十七日、江戸表聞合せ埒明き一決いたし候に付、又之丞殿上方へ登られ候、先ご

ろ下られ候節も、江戸堀部安兵衛自分の用事にて前方に登り居り候故、道中又之丞幸ひに同道いたされ候、今度も一人いかゞとて、忠左衛門殿相談にて、近松勘六殿同道にて登られ候、

一、同八月二十五日、上方より岡野金右衛門殿、武林唯七殿、毛利小平太殿、下られ候、

一、九月二日、吉田澤右衛門殿、間瀬孫九郎殿、不破數右衛門殿下り申され候、

一、此七日、千馬三郎兵衛殿、中田利平次殿、間十次郎殿、矢頭右衛門七殿、下り申され候、

一、同二十日、木村岡右衛門殿、下り申され候、

一、此月四日、間瀬九太夫殿、大石主税殿、小野寺十内殿、茅野和助殿、大石瀬左衛門

殿、并に足輕矢野伊助、江戸著、

一、同十七日、原惣右衛門殿、貝賀彌左衛門殿、岡島八十右衛門殿、間喜兵衛殿、到着、



一、同十九日、内藏助殿家老瀬尾孫左衛門、著、  
 一、同二十一日、忠左衛門殿御事、富森助右衛門殿、中村勘助殿、瀬尾孫左衛門、同道にて江戸未明に罷り立、池上村通り平間村へ御越し、内藏助殿宿見分いたされ候、是は川崎より半途ばかり北にて、伊奈半左衛門様御代官所にて、富森助右衛門殿浪人已後傳手これあり木屋掛け致され借宅の所、不勝手ゆる江戸へ罷り出でられ候に付、かの明家を拵へ、富森殿由所これある由緒の者に申しなし孫左衛門を本主にして先達て入れ置き、内藏助殿を當分客分に致し差置き申す筈に候、  
 一、同日、内藏助殿、鎌倉へ著の筈ゆる、忠左衛門殿同道にて鎌倉へ参られ候、同夕川崎止宿、翌二十二日鎌倉の雪の下へ著いたされ候、内藏助殿上下三人、潮田又之丞殿近松勘六殿、早水藤左衛門殿、菅谷半之丞殿、三村次郎左衛門殿等也、鎌倉と爰にて

對談有之候、同二十五日鎌倉發足、同夕川崎一宿、翌二十六日内藏助殿平間村へ御越勘六殿又之丞殿次郎左衛門殿同道、忠左衛門殿には直に江戸へ歸宅いたされ候、  
 一、十月晦日、中村清右衛門殿、鈴木重八殿、右兩人同道にて到着、  
 一、此間日々夜々忠左衛門殿宅へ内藏助殿を始め頭立ち候衆、寄合これあり候、  
 一、十一月五日、大石主税殿、先頃忠左衛門殿宅に罷り居り候處此節石町に宿を替へ主税殿本主にして其外四五人一所に居られ候、然る處、内藏助殿、平間村に留主居差置き、御息主税殿方へ伯父分になりて被居、頭取本主にて候へば居所不究候、通路とても介添を付け、中間より隨分念を入れ申し候、この已後寄合、内藏助殿御宅、忠左衛門殿御宅、この二所にて大形埒明き申し候、これ故、ひたもの出入多く有之に付、近所の者ども不審申し候に付、時々模様を替へ、直装束にて大小を差し、或は籠服に



て脇差ばかりにて裡道より出入これあり候、何れもあみ笠にて、此の如く毎度出會これあり候へども、内藏助殿、忠左衛門殿、惣右衛門殿、竝に十内殿、また時々久太夫殿御加はりにて候、若き衆は平生出席無之候、

一、霜月初め頃より極月十三日まで、若き衆、四組にして夜廻り致され、上野介殿屋敷より上杉御屋敷まで往來方角を考へ、道二筋を心掛け廻り申され候、夜半より入り替り勤められ、また外人を以て上杉様御屋敷あやしき者も出入いたし候や、夜廻り致し白銀臺に之ある中屋敷へは、當分上野介殿入り候風聞ゆる實を見届けたしとて、是また油断なく心掛け申候、猶更上野介殿居屋敷は、裏門通り近處に神崎與五郎前原伊助兩人小店を出し、商人の體にて居られ候故、晝夜出入心掛け申候、あやしきもの出で候へば、幾度も落著の所まで跡より付いて見届け候、然れども上野介殿屋敷へは、平生

いかやうなる時にても他のもの堅く入れ申さず候故、右伊助與五郎も内の様子不存候、

一、午春の頃より上野介殿屋敷に藏を立てられ候、夫に付き人を申し候は、内より抜穴を拵へ、急なる節は是へ取込、隣家へぬけ申され候用意のよし沙汰これあり候へば、尤も下男の類、奉公人は渡りもの残らず暇を出され、三州吉良は知行所ゆる是より呼び寄せ召使はれ候由、且また長屋惣内廻りに大竹にて垣を結び廻し、押し込み候は、早速に破り難きものと厳しく用意の由に付、よき傳手を以て去る方より上野介殿家老衆へ手紙を貰ひ申すに付、毛利小平太を風俗装束ともに下男に拵へさせ、先方様子見届けさせ候處、前方風説これあるとは相違にて、かの竹垣なども無之、門割の模様、大がよい見計ひ罷り歸り候、

一、屋敷住居は繪圖さる方より内縁を以て貰ひ候へども、是は前方住居なされ候繪圖に



て、御拜領以後は内住居、替り申し候に付、豫て又、屋敷豎横間尺方角、これより無縁寺まで丁間、并に寺内模様、兩國橋廣小路までの町割道幅、其場を踏み計り考へ、かの屋敷へ押し込み本望を遂げ候上、首尾よく無縁寺まで引取り候時、いづ方よりぞ無體なる仕方か、又は上杉様より御人數向ひ候はゞ相働くべき爲也、また飛入の節働き、少々にてても死に残りの者相集り、味方を待ち合すべく其場を相極め、それより無縁寺へ引取り、公儀より御役人の下知を請ふべき積りの事、もしまた上野介殿を討ち損じ候はゞ御息左兵衛殿を討取り申すべき積りなり、御父子ともに手に入り兼ね候はば屋敷を一足も罷り出でまじき申し合せ也、

一、十二月一日、深川八幡前大茶屋を見立、同志中残らず寄合ひ有之候、亭主方へは頼母子取立て候に付、今日相談相極め申し寄合ひ候よし申し聞かせ置き、終日相談有之、

夜に入り罷り歸り候、

一、其節端々赤穂浪人ども大分入り込み上野介殿へ意趣を含む心掛け申し候取沙汰有之依之萬一公儀より御役人様まで召し呼ばれ御尋ね候はゞ有體に可申上、残らず召寄せられ御吟味なされ候様にと、赤穂引渡已後の始末、眞直に可申上との相談之有事、

一、石町三丁目小山屋彌兵衛裏店(店借)大石主税事(左内)垣見左内伯父になり垣見五郎兵衛(大石内)仙北十庵(小野寺)森晴助(近松勘)原田斧右衛門(潮田又)内藏助若黨二人、勘六殿江州より来る家來一人都合十人此衆は上方より訴訟これあり罷り下候よし申候一、近日聞き合せに罷り出る覺悟に候、左内儀若輩故、後見として五郎兵衛召連れ罷り下り候よし申しなし候事、但しこの店は平生客座敷にて諸方より公事訴訟等に参り候もの借り申す所にて御坐候(この以下同志の潜居變名を列記す)れど本篇に掲げたればこゝに省く)



押込道具用意の事

- 一、槍十二筋
- 一、斧二挺
- 一、竹梯子大四挺
- 一、鉞てこ二挺
- 一、かすがひ六十本
- 一、長刀二振
- 一、けんとう二挺
- 一、弓四張内半弓二張數矢
- 一、木てこ二挺
- 一、かなづち二挺
- 一、野太刀二振
- 一、かけ矢六挺
- 一、大鋸二挺
- 一、鐵槌二挺

此かすがひは屋敷くらき所多門戸口を外より打付け申す積り、

- 一、取かぎ長細引を付けて十六筋持参仕り候、屋敷乗り入る用意に候、
- 一、玉火松明、味方人数ほど手々に是を持ち候、
- 一、どら一つ、是は屋敷を首尾よく仕廻り、其上にて人数揚げ候時、相圖の爲なり、

一、水溜の大張籠二つ、是は右用意道具ども取込み彼屋敷へ持参いたし候積り、又は晝討相談極り候はゞ道中火消番衆に立出、まるるべき積なり、

一、右之道具内々相認め置き、兼々目立ち申さず候やうに致し、本所堀部安兵衛居られ候宅へ遣し置き候事、

一、内藏助殿手前へ出で、いづれも誓詞神文の事、前書、上野介殿印を揚げ候者も又外に堅め居り申し候者も功の軽重あるべからざる由に候、前書も忠左衛門殿好みにて相認められ候、殊に文言勝れ候旨、いづれも仰被候、下書江戸にて焼き捨て申され候に付、覚え不申候、(ご本篇に掲げたればこれを省く)

一、此外上方にて内藏助殿料簡にて八九月の頃、貝賀彌左衛門殿大高源五殿兩使にて、國々住宅の衆兼て遣はされ置き候血判を戻し申され候、大學殿儀今度右の通り仰せ出



され候上は兎角いたすべき様も無之に付、申し合せ候儀も相止め候間、血判返信いたし候旨申され候處に、過半は御尤至極のよし、幸ひのよし大悦に存ぜられ候衆のみにて候、其内に、かやうに止められ候儀とは全く存ぜざるよしにて強ひて兩人衆へ存念申し立てられ候方も有之候、是は何れもの心底虚實を知るべき仕方と相聞え申し候然る處、内藏助殿出足前に至り、奥野將監殿を始め其外大身小身手を能く、はづし申され候、諸も近國の取沙汰、苦々しく存じ候、

一、右の通り用意いたし敵の様體聞き届け候處、宿に居られ候事とくと知り難く候に付き、上野介殿兼て茶の湯數寄故、此方よりも大高源五殿を京都の町人になし、さる御大名様方へ借方の催促に下られ候よし拵へ稽古いたさせ候、師匠一所にて候故、粗模様聞え申し候、然れども上野介殿へ參上いたし候ほどには不罷成候、諸また大石名左

衛門殿とて、唯今は浪人にて去る屋敷方の聲に掛り居られ候法體にて無人と申し候、利息三平殿とやら覺え申し候、此御父子、内證世話やき被申候、此段堅く忍び候うて働き被申候、其外にも様々手筋を拵へ、段々内聞、兼々有之候、

一、右の一紙最早、とくにも思ひ立ち申すべき筈に候處、彼仁一圓、歸られず候ゆる、延引申し候、極月十九日節分にて此夜は必ず可被歸候、左なく候はゞ大晦日の夜は是非歸宅これあるべく、この二夕のうち相極め申し候、併し是は翌朝元日は公儀へ對し輕からざる事も可有之かとの思はく有之、極月十四日の晝時、兼て申し合せの如く、大石三平殿方より上野介殿御事今日歸宅なされ候よし早速告げ來り候處、大高源五殿彼師匠手筋にても聞き出し歸られ候、二三日中上野介殿手前へ茶客これある筈にて支度に歸られ候由、いづれも大形ならず悦び、早速用意いたされ候、



一、銘々宿々へ、明日俄に上方へ登るとて店賃等無滞、暇乞まで心静に仕廻り、荷物なども片付、暮過より入魂の者の方に今宵より参り候由、銘々出立の装束、自身風呂敷包み首にかけ罷り出られ候、それより兩國橋の前、矢の藏跡米澤町、堀部彌兵衛殿借宅致され候是へ何れも立寄り、暫く門出の祝儀とて盃等これあり賑々しく御坐候、それより思ひく、堀部安兵衛殿、杉野十平次殿、前原伊助殿、此三家追々住み込み申され候、忠左衛門殿、澤右衛門殿、惣右衛門殿、其外六七人は兩國橋向川岸町にて龜田屋と申す茶屋へ立寄り、そば切など申し付け、ゆるくと休息いたされ候、八時前、三ツ目堀部安兵衛殿宅へ参られ候、内藏助殿御父子一所装束いたされ候、

十四日の夜出立の事

一、忠左衛門殿、頭巾黒草にて白革筋甲形、八幡坐色草にて三重坐、眉庇猩々緋、吹き返し白羅紗、かきの布裏、惣廻りさゝ縁とり、忍びの緒縮緬、肌著綿入、淺黄羽二重、両面尺腰切、著込同前、袖なし、其上に著込著す時にさらし一重差の籠手をさし、手の甲なし、其上著黒小袖、家の紋付、但し茶裏、手ぬぐひ緒も、引茶羽二重、尤も裏付、股の間へ鎖を茶絹にて包み紐を付け、佩立の様に拵へ、足袋染紺色、外縫にし、陣わらぢ用ひ候、下帯、飛さやにて外に紐をぬひ、衣服の襟にかけ申され候、是は著込下ゆる、此紐にてのべちめ自由いたすべきためなり、刀長さ二尺六寸祐定、(一代目)脇差(古高田せ)長さ一尺五寸に、小刀信高在銘、裡けみ衣貝盡し、扇(公儀へ時書付)采配(懷中被)槍持参、控懷中)采配(致候)槍持参、

一、上著の兩袖を、さらしにて小袖の上に縫付、右の袖の外に吉田忠左衛門兼亮と書き付ける、味方相印、いづれも如此、



辭世

君がため思ひぞつもる白雪を散らすは今朝の峯の松風

短册紙に如此相認め、甲のしころの裏に付ける、たすき大さなだ打、用之、

一、吉田澤右衛門殿頭巾、白唐木綿にて、しころを付け、頭形巴、但し内鉢金、猶また  
請裏へ、くさり入、惣裏本紅、忍びの緒、しらべを用ひる、頭巾の後、鍔掛けて、吉  
田澤右衛門兼貞と書き付け申し候、肌著淺黄羽二重、綿入兩面なり、此上に著籠著す  
籠手をさし、手の甲なし、肌著の尺、著籠の長さ同前、黒小袖定紋付、紺紐裏、上著  
の兩袖晒布にて袖形に引込み縫付ける、右の肩の後に吉田澤右衛門兼貞、肩書に兼  
亮嫡子行年二十八と書き付け申し候、うへ手拭帯、下帯緋縮緬、上帯さらし四重廻り  
股引淺黄羽二重、裏付、本紅の間に鎖入、脛當同絹にて包あて申し候、足袋淺黄、外

ぬひにして陣わらぢを用ふ、たすき緋縮緬かうし染、刀(二尺五寸關)兼て沙汰有之、

人々存じ候ほどのわざもの、脇差(長一尺八寸)小刀信高、柄武藏野裏裏み、大小の拵

略之、兼て今度のはれとて心を著け指され候、扇、はな紙、大まさかり持參、取鎌

屋根のり細引、右父子の装束如 此候、

一、中間衆、頭巾の内へ鉢金くさり入り候儀同斷、外廻り銘々物好により、とりぐ有  
之、忍の緒、緋縮緬、しらべ、或は、さなだ打、用之、

一、はだ著、淺黄無垢、白無籠、この類を著籠の上、銘々思はく次第、しゆす、しゆち

ん、さらし、どんす、此類を包み、籠手脛當いづれも手巾少々有之、多分は無之、本  
鉢甲本小手用ひる衆少々有之候、上著いづれも黒小袖定紋付、味方相印、さらしを縫  
ひ付けて、右の後に銘々苗字名乗書き付け、或は生國など書ける衆これあり候、小袖



の裏は多分、紅、桃色を付け、下帯は多分、緋縮緬、ひざや、老人衆は白紗綾用ひる仕様如此候、

一、上帶くさり帯、銘々物好き次第、常の帯用ひるもあり、さらし用ひるもあり、

一、股引いづれもくさり入り、染色いづれも思ひく、すね當、鯨のひれにて細工仕るもあり、本手のも有之候、足袋わらぢも面々存じ付き次第なり、

一、金革にて長さ六七寸づ、或は二寸ほどづ、銘々名乗書き付け後の襟に付けるも有之付けざるも有之候、辭世發句など、えりに付けるも間々これあり候、たすき大さなだひぢりめん、又しらべ、此類用ふ、

一、懷劔并に早繩など持參衆少々有之候、

一、相圖の小笛、銘々いとを付け前の襟に付ける、

一、銘々に息合氣付などを絹に包み、糸にてえりに付け、働きの節、含み候積の事、尤も血留藥銘々に持參、金子一歩づ、烏目少づ、持參也、

一、長働きの給もの用意、何ぞつかへざる爲也、見合せ猶申す筈也、猶また當分のためとて餅焼飯など少々懐中いたされ候、右の通り用意いたし、前夕より著類とくと香を留め、別して綺麗に心づけられ候、

一、用意悉く出來候に付き、十二月十四日の夜四ツ過頃より、右宿三箇所より手々に道具持ちて吉良殿御屋敷へ取掛け候、残り置く口上書一通相認め持參いたし候、長一丈ばかりの竹に二所結ひ付け、表門の前に建て置き、右の書付ほど村紙二枚纏に相認め、堅紙のまゝにて上包をいたし、淺野内匠頭家來口上書と書き付け、是を新しき箱に入れ申し候、箱の上書にも右包紙同前に書き申し候、此口上書は其にてとくと覚え



不申候、追て爰元へも寫し來り數多有之、もはや先達て聞召され候はむかと存じ候、  
 一、時に表門の頭取大石内藏助殿、裏門頭取吉田忠左衛門にて、時に忠左衛門殿雙方より関の聲を揚げ、其勢ひに梯子をかけ屋根より乗り込み候、表門は屋根を越え、まづ門番を縛り其まゝ押し込み置き申し候、裏門、えいや聲を出し打破り押し込み申し候尤も外を堅め候者は、兼て人割にて銘々請取場と手を合せ段々働き有之候、其時忠左衛門殿裏門の内にて、侍兩人鑓にて突き留め申され候、暫く働き申し候、それより何れも亂入、戸障子敷居鴨居、あけざる所へ右の道具にて打破り申し、人々皆上野介殿を心掛け、さがし候へども見付け不申候、忠左衛門殿家を廻り二遍たづねられ候へども見え申され候は、隠居屋裏門の内にて候間、兎角此方心元なく候と尋ねられ候處臺所の脇、炭部屋に物音聞え候に付、忠左衛門殿かけつけ、さがしなされ候處へ人々

かけ付け、何者やらむと詮議いたされ候へども知りがたく、上野介殿ならば去年内匠頭様御切付なされ候疵これあるべく、改め候へども、當時の疵にて不見分、肩先に古疵これあるべしとて改め、疵見出し申し候、其上、下に白無垢著申され候間、上野介殿に紛れ無之とて、意趣のこと委しく申し聞かせ首を討ち、生捕の者に見せ申す處、紛これなく上野介殿のよし申し候、時に相圖の小笛を吹き申し候、上野介殿を討取り候よし味方に知らせ申し候、御息左兵衛殿は見え不申候、  
 一、澤右衛門殿御事も表門組にて、表門の屋根を越え一番に乗り込み、一際働き手に合ひ申され候、片岡源五右衛門殿、岡崎八十右衛門殿、小野寺幸右衛門殿、相組にて御坐候、上野介殿首を彼相印の袖布に包み鑓の柄に掛け捧げ申し候、味方に手負さのみ無御坐候、少々手疵これある衆も當分悦びに紛れ苦になり候ほどの事にて無之候、そ



れより新大橋へ掛り八丁堀より築地通り泉岳寺へ参られ候、

一、忠左衛門殿御事、午春より在江戸同志衆の頭取いたされ候に付き、萬忠左衛門殿差圖相守られ候、同志衆いづれも縁を以て屋敷方に居られ候衆は、残らず町宅を構へ出張り居られ候に付き、上方より大分金銀を請込み、上方より下る衆、出張の衆へ月々店賃並に飯料、人數に應じ相渡され候、尤も銘々店を構へ候節は忠左衛門殿方より世帯道具入用ほど相整へ渡し申し、竝に江戸表聞き合せの事その上を引請け、書狀の取り旁世話やき申され候、安藝守様御内近藤清兵衛殿小山孫六殿などへ参られ聞き合せの事、殊に上野介殿は勿論の事、上杉様別して此節は御大切に御氣遣ひの由にて、上杉様より上野介殿を御在所へ御引取なされたき御願の由、兼て沙汰これあり候故、萬一引取る事もやと、晝は外人を申し談じ廻し申され、夜は忠左衛門殿自身若き衆同

道にて終夜屋敷を廻り申され候、是は萬一引取られ候は、途中にて討取り可申爲なり、  
 一、屋敷へ取掛け申すに付き、敵の人數を積り味方の人數取扱ひ手ならし的事、晝討夜討善悪、先例を數多引合ひ相談の事、敵の屋敷の繪圖を以て相考へ、外回り兼てふみならし遠近を知る事、銘々得道具等用意の事、相圖相整へ相印兼て極め候事、忠左衛門殿働きたり、

一、誓詞前書文言、忠左衛門殿數通相認められ候事、

一、公儀へ被差出候口上書も、忠左衛門殿惣右衛門殿兩人の文言にて埒明き候事、誓書は惣右衛門殿認められ候、惣體この體大がい忠左衛門殿骨折にて調ひ候事、同志いづれも功の深淺は無之筈と申しながら忠左衛門殿御働きたり不形候、

一、在江戸中、松平豊後守様より忠左衛門殿御聞及び候とて、江戸船町山口作兵衛と申



す者を以て當分御扶持方にて御雇ひ被成度由、小身にて當分なされ難く追々御取立なさるべき旨、申し來り候事、永井伊賀守様よりも、忠左衛門殿儀聞召し及ばれ候間、召寄せられたく御支配衆を以て被仰下候、かやうの儀も支配所引拂の節、申分至極の首尾、赤穂表竝に江戸表相詰居られ諸事扱ひの段御聞き及び、右の次第と相聞え申し候、數年の働き此骨折、不大形候、

- 一、私これまで付添ひ居候に付、直に見及び候通り覺え申す處有増を書き付け入御覽候、
- 一、忠左衛門殿出立の時分の著籠、さる御旗本衆、兼て御懇意に付、此度の事ども少は御推量これあるにて、あなたより著籠遣はされ候節、御著用頼み入ると被仰進候、是も忠左衛門殿日比存念御感心、尤と被存候、
- 一、私儀も上野介殿御屋敷へ一同押込み相働き、引拂の節、仔細候うて引別れ申し候、今

更の様に存じ出し候度毎に、残念兎角不被申上候、此卷の書付事長く御坐候故、悪筆にて中々書き盡しがたく奉存候、落字等御考へ被遊御覽可被下候、以上、

元祿十六年末五月

寺阪吉右衛門

羽田半左衛門様

柘植六郎左衛門様

大石内藏助以下十七人、細川家に預けられし時、接待掛の諸士中、堀内傳右衛門は最も義士に近く打解けて心易く交はり、また最も忠實懇切に死後の事まで身に引受けしもの、當時の見聞を有のまゝに書き記して世に寫し傳へ、これを「堀内傳右衛門覺書」といふ、その中の數節を掲ぐ、



一、上の間、大石内藏助、吉田忠左衛門、原惣右衛門、片岡源五右衛門、間瀬久太夫、小野寺十内、堀部彌兵衛、間喜兵衛、早水藤左衛門、

一、次の間、磯貝十郎左衛門、近松勘六、富森助右衛門、潮田又之丞、赤埴源藏、奥田孫太夫、矢田五郎右衛門、大石瀨左衛門、(磯貝は上の間の筈に候へども)

一、内藏助、申され候は、若き者ども其外いづれへも御深志の儀共、拙者に於て諸々忝く存じ候、誠に御心安く存じ居り申し候、少し是へ御寄なされ候へ、御咄申したき事ども候と申され候、御心易く思召し下され、忝しとて側に寄り申し候、別の儀にても無之候、今度の儀に付、定めて御傍輩中御批判と察し居り申し候、是に居り申候者ども大かた小身なる者にて、大身なる者も少しは加はり申すべしと思召され候段、恥かしく候、いかにも大身なる者も加はり候へども皆々料簡を替へ、力に不及候、

奥野將監と申すもの千石にて番頭を仕り居り申し候(中)右の通りにて御老中様方に御存じの將監、其外城代佐々小左衛門と申す者は三百石遣はし、郡代吉田忠左衛門よりは高座に召仕へ候者也(中)足輕頭三百石進藤源四郎、同小山源五右衛門、同河村傳兵衛など、申す者は、知行も多く遣はし足輕も預け置き、是に罷り在り候原惣右衛門よりは上座に申し付け置き候、剩へ右の内には拙者のつゞきも有之者も御坐候、一

旦加はり料簡を替へ力に及ばずと咄し申され候、  
一、助右衛門、申され候は、今度の仕合に付き斬罪に可被仰付候、あはれ所柄なりとも能候へかしと頼み居り申し候處、然るに各様御咄または世上の批判も承り及び、はやおごり付、萬一切腹など、結構に可被仰付候哉、さやうの節は御屋敷にて可被仰付哉など、おごり付き申し候、萬一さやうに候はゞ、十七人それぐに宗旨も變り寺



の坊主または一類など死骸を拜領させられ候様に願ひ申すべき事も可有御坐候、必ず  
 必ず下されまじく候、泉岳寺中空地の之ある所に、十七人とも一穴へ御埋め下され候  
 やう何れも願ひ申し候、此段御聞置き下され候へと申され候、我等申し候は、さてさ  
 て御尤なる御事に候、さやうの節は、なるほど御願ひの通り致すべく候、さりながら  
 左様には御坐あるまじく候、行末永く御意を得候やう成行き可申と挨拶いたし候、  
 一、吉田忠左衛門、申され候は、助右衛門を以て十七人の願ひを御頼み申し候處、御快  
 く御請合下され、いづれも忝く存じ候、それに付き拙者は又その上に御無心御坐候、  
 金子少し所持いたし居り候、いなものを所持いたし候と思召さるべく候へども、持來  
 り候ゆる捨もなりがたく是を進せ申すべく候間、白布にて二重の大風呂敷を仰せ付け  
 られ四方につきかりを御付させ、死骸の見え申さぬやうに其儘くより寄せ候やう仕り度

候、御覽の如く年寄大柄に候へば一入見苦しく可有御坐候、  
 一、或時、助右衛門と咄し居り候處、原惣右衛門立出で、何を御咄し候やとて參られ候  
 其時助右衛門申され候は、赤穂にて惣右衛門大野九郎兵衛を追ひ立て候様子(中) 略) 諸々  
 むざと致したる事を助右衛門は申し候とて笑ひ申され候、我等申し候は、御心安く御  
 意を得候私に苦しからざる事に候、是非承り度と申し候へば、拙者儀赤穂にて内藏  
 助と向ふ坐になり、諸事申し談じ、内藏助存念と九郎兵衛存念と相違いたし候、拙者  
 九郎兵衛に申し候は、先刻より段々承り候へば御自分の思召寄内藏助とは相違候、  
 是に罷り在り候者ども残らず内藏助存寄り同前に候、御料簡違たる事に候へば此座に  
 御滞りの事御無用に候、早々御立退き候へと申し候うて立退かせ候、此外には別に替  
 りたる事も無御坐候、其時九郎兵衛、もし立兼ね候は私打果し申し候、さ候へば



今度の一列の志は無になり申し候、已後料簡いたし候へば、儲々うつけを盡したる  
と申し候へば、助右衛門申され候は、其時の様子は、なかくあのやうなる事にては  
御坐なく候とて笑ひ申され候事、

一、或時、吉田忠左衛門、申され候は、拙者儀、若き時より數奇候うて軍法を承り候、  
采配を所持いたし居り候、もはや此度相果て候儀に候へば、内藏助へも秘し候うて持  
参いたし候御取寄せなされ候道具の内に御坐あるべく候間、御焼き捨てさせ下され候  
へと申され候、柄は黒塗、丸の内に劔菱の紋金粉にて兩方に一つ宛、柄の先ともに三  
ヶ所に紋付、白紙に所々血付き居り申し候、以後いづれもの道具とも残らず泉岳寺へ  
遣はされ候時、右の采配も一同に入れまるり候事、

一、十七人衆の刀、脇差、長刀、懐中の小脇差、鼻紙袋等、仙石伯耆守様より向阪平兵

衛に御渡しなされ候、受取まるられ候、芝御奉行所にて御側衆一覽の刻、我等も一座  
にて見申し候通り書付け置き申し候事、

一、右刀脇差、同名平八心付にて、大小の入り候箱十七さゝせ、紺の木綿風呂敷にて  
大小を包み、銘々札を付け置き候、泉岳寺へ遣はされ候節、様子よく相見え候事、

一、内藏助大小ともに相州物と相見え候、大亂れ焼にて、刀の切先一尺ばかり血付き居  
り候、定めて上野介殿とよめをさゝれたると存じ候、松葉先一分ほど刃こぼれ申し候、  
大小とも鞘黒塗金拵、小刀の柄は古き木柄、忠義の語を彫り上げ有之候、我等文盲  
に候へば讀め不申候事、

一、磯貝十郎左衛門大小、さや黒塗、こひ口二三寸朱塗にて筋違にぬり、金拵にて紫  
貝の口、新しき下緒付き申し候、鼻紙袋は紫縮緬のふくさにて包み、右の下緒の切



これにてゆひ有之候、琴の爪一つ有之候、此こと以後十郎左衛門其外いづれも咄し承り奥に書き付け置き候事、

一、近松勘六脇差、さめざや、二尺あまりの大脇差、ぬけ不申候ゆる其ま、差置き候、夜打の節、泉水にころび申され水入り申し候由、

一、奥田孫太夫大太刀は長三尺餘、無地の鐵鍔かゝり居り申し候、堅木の一尺六寸の柄にて切柄の如く致したるものに候、小長刀の心に持参いたされ候と相見え候事、

一、堀部彌兵衛鼻紙袋に、子供などの持ち遊びの竹笛これあり候、相圖の笛と存じ候、小脇差懐中に見え申し候、其外の衆も笛持参と見え申し候、小脇差は六七腰これあり候、

一、いづれも大かた、大小の柄は平打の木綿糸にて巻き、切柄の心持にて手の内よく有之候、島原一揆の節、山川惣右衛門兼て打死の覺悟にて、大小の柄を芋繩にて巻き申

され候よし、亡父節々咄し申し候、古今時代かはり候へども志は同然と感じ候事、

一、鎗の柄は、いづれも九尺ばかりに切り捨てたりと見え申し候、身は大振なる篠葉の長さ八九寸、幅も廣き所は二寸餘、古身と見え申し候、素肌は能く御坐候と兼々承り及び候、大かた血付き居り申し候、鞘は大かた無之、白布にて結び有之、夜討の節兩袖の相印と見え候、間には名を書き付けたるも有之候事、

一、いづれも刀脇差、金拵にて結構に見え候、古身多く新身も有之候、さびたるは無之、いづれも咄し申され候は、相手これなく候へば手合申さるもの多く候、其上逃げ走り候者は其ま、捨て置き、手向ひ致し候は、打捨て候へと内藏助申され候よし、それゆる刀脇差にのり付き居り候は少く、鎗は大かた、のり付き居り候、其夜の仕合せ不仕合せにて手合ひ申さるものも有之と咄し申され候、御尤なる御事、御志は



同然と返答申し候事、

一、或時、内藏助へ我等申し候は(中)萱野三平と申す仁、書置などせられ自害いたされ候やうに承り候と申し候へば、内藏助申され候は、これは皆ども京都に居り候時分の儀にて候、存生にて居り候は成程一列に加はり申し候志の者にて候と申され候、

一、次の間にて若き衆中の話に、矢頭右衛門七といふもの、十八歳に罷り成り候、江戸始めてにて候、磯貝十郎左衛門引廻し候(中)今般の列に加はり申し候、叔父は越後の太守松平大和守様御家中に居り申し候、是に母を預け置くとて母子とも道中荒井まで参り候處、若輩と申し初旅ゆる女切手を持参候事も存せず、荒井より立歸り候、御存じの如く久々浪人にて暮し候へば少々の路銀もなくなり申し候ゆる、いづれも申し談し、母は赤穂に存じ候もの、有之に預け遣はし候、今程は定めて難儀仕るべく候と申され

候故、さてく御父子の御忠義感心仕り候、神明の加護にて御母儀も緩々御暮し候やうになり申すべしと申して涙を流し候事、

一、或時、富森助右衛門、申され候は、私衣類の中に女小袖の白く袖口などもせばく有之候が御坐候、いな事と可被思召候、老母の著物にて候、其夜遠方へ罷り越し候、殊の外寒く候間下著に仕度しとて借り候うて著仕り候と申され候、さてく御尤なる御事、母の衣と書いて、ほろと讀み傳へ候へば、御孝心のほど感じ入り候と申し候、其後寒氣強く候故、いづれもの枕元に立てさせ申すべしと、御小屏風の内に、鶴の子を養ひ申すところを書いたる繪を、助右衛門、見申され、我等へ申され候は、さてさて口をしきこと御坐候、皆共は、とく果てたるものに御坐候、今まで存命、この御屏風の繪圖を見て、ふと悴ことを存じ出し候と申され候故、我等申し候は、御尤も至極



に候、貴様も凡夫と思召す御心にて、これほどの事は御許しなされ候へ、各々様の御忠義、古今無雙の御忠臣と末々まで感じ奉り候、(以下略之)

一、富森助右衛門一子、長太郎とて二歳にて候、愛宕下田村右京太夫様の家中菅治左衛門と申す仁の所に居り申し候(中略)幼少の人に始めて逢ひ候故、我等町宅近所に小西十兵衛居られ候故、前夜人形を調へ長太郎に逢ひ申し候、さてもく、助右衛門に能く肖たる生れ付きにて候(中略)右の通り助右衛門母儀へも彼宅にて對面いたし候、母儀申され候は、御尋ね下され初めて御目にかゝり助右衛門無事にて居り申し候段を承り候儀、氏神の御引合せと存じ候、助右衛門その夜出立、再び逢ひ申すべきやうも無御坐候へども(中略)私の女の心にさへ内匠頭殿は切腹上野介殿は其まゝ差置かれ候と承り片手打の御仕置、是非に及ばざる事と存じ候、助右衛門は男子に生れ今度の振舞、

尤なる儀と存じ居り候(中略)さすが助右衛門の母儀と感心いたし候(中略)侍たるものの子は女子たりとも能々育てたき事に候、我等娘どもへも此段可申聞候事、

一、大石瀨左衛門、富森助右衛門、磯貝十郎左衛門、打寄り物語の節、助右衛門申され候は、瀨左衛門兄は今度料簡を替へ申し候、兄の分別が増にてはなきかと笑はれ候へば、瀨左衛門赤面にて、それぐの思寄なれば力に及ばざる事とて、少し迷惑さうに見え申し候故、我等申し候は、諸々むざとしたる御咄とて其まゝ罷り立ち候事、  
一、内藏助は夜分、臥し申さるゝ時は、茶縮緬のくゝり頭巾をかぶり臥し申され候、  
一、次の間にて咄し居り候處、上の間より忠左衛門參られ、傳右衛門殿は、いつもく若き者とはかり御咄なされ候(中略)惣體これへ參り候事、内藏助心に叶ひ申さずと存じ候へども、傳右衛門殿御聲仕り候と内藏助へ申し候て是へ參り候、この間へ參りて



御咄し承り候へば氣晴れて快く御坐候と申さる、爰を以て内藏助、位高きこと御察し有るべき事、

一、いづれも若き衆中申され候は、堀部彌兵衛養子安兵衛、定めて御聞き及びも御坐あるべく候、先年高田馬場にての仕方を彌兵衛承り及び候うて、何の由緒も無之候へども養子にいたし候、ふしぎなる事には手跡物ごしも彌兵衛に能く似申し候と申され候故、なるほど承り及び候、感じ入りたる儀と申し候事、

一、或時、夜、彌兵衛寝入り申されたるに矢聲をかけ申され候、丑の刻にも可有之、我等も不寝の番にて居り申し候、いづれも肝をつぶし申し候、我等申し候は、定めて彌兵衛にて可有之候、見て参られ候へと坊主に申し付け候へば、なるほど彌兵衛にて候と申すに付き、我等申し候、いづれもの内にて彌兵衛は老人ゆゑ、若き衆に劣るまじ

くとの嗜にて矢聲を掛けられ候事、感じ入り候、食後には毎も、御免候へ老人は足すくみ申すとて縁側に出でられ、あなたこなた歩き申され候、

一、内藏助は御預りの翌朝より髪を結はせ申し候、残る衆中は其夜の髪のままにて二三日も居り申され候、

一、内藏助を始め、いづれも度々申され候は、御存じの如く久々浪人にて、かろき物までも給べくらし申し候故、結構なる御料理數日頂戴仕り、ことの外つかへ申し候、

此間の黒飯齋、こひしくなり申し候、何とぞ御料理かろく被仰付候やうにと申され候(中)ちさ汁、なまこ、鱈、ぬかみそ漬など、心安き衆は申され候へども、御料理人ども唯うまさやうにばかり致し、存じ候やうなりかね残念に候事、

一、二月二日、御番代りに参り早速罷り出で候へば、内藏助、申され候は、先日は内記



様御出で遊ばされ、いづれも御覽あそばされ有難き仕合せと、手をつき申され候(中) 暑  
さてく尤なる申され様、大かた御目見とこそ申さるべきに、次の間の衆も同前にて  
言葉のあやまを吟味しられ候衆中と感じ申す事共に候、

一、物體、常々、内藏助は小聲なる咄にて候、

一、内藏助、著込は、るり紺の純子、小手も同前、我等手は入り兼ね候、股引くさり同  
前の事、

一、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門、ともに内藏助同前の純子くさり同前の事、

一、十郎左衛門、衣類のうち探り申し候へば、布の香袋のやうなるもの有之候へども薫  
りも無之候、いなことと存じ、以後清休寺の住持へ咄し候へば、それは血脈にて可有  
之候、十郎左衛門存生の内、をりく寺へ参り、やがて遠方へ参り候へば、人は知れ

ぬもの、いづくにて果て申すも知れ申さずとて受け申され候よし、落涙いたし候、

一、小野寺十内著込は具足のやうにくりにて、布の両面に中形のどんす紋を鼠色に染  
め、惣様、ケサンの如く、クサリにて、さがり七ツ、ことの外重く有之候、大男とは  
申されず、中より大きに見え申し候、定めて力も強く有之たるやと存じ候事、

一、いづれも残らず布細く、くけ候うて内には鎖を入れたる手すきにて衣類を結び候う  
て、銘々の名ある札付き居り申し候事、

一、甲頭形火事頭巾のやうに上を黒革にて包み、白革にて縁を取り内藏助のは表に良雄  
と名乗有之候、忍の緒は大かた紅の、しらべにて有之候事、

一、念を入れ改め候様にとの事にて候へども、それぐの名これあり札を見候へば、落  
涙にて、なかく見られ申さず、委しく見ざる人も有之候、鼻紙袋に守の書きたるや



うなるもの有之候、

一、十七人切腹相濟み申し候、場所は芝の大書院御舞臺脇御手水石の向にて、御小書院より御出であそばされ大書院の間の御からかみ建てさせ御覽遊ばされ候と承り候、さて後に場所を清め申すため眞藏院へ(中)それに及ばず其まゝ召し置き候へ十七人の勇士どもは御屋敷のよき守神と思召され候との御意に候草の影にて、いづれも有難く存じ奉らるべしと感涙を流し申し候、

四家に預けられし四十六人に公儀より本人自筆の親類書を召されし時、はや既に一死の近づけるを知りて、おのゝ静に筆を執りつゝ差出せしもの、本人自書の此親類書は、義士の出身と家族に關する牽強附會の妄説虚談を喝破して、加之も其妄説虚談より生ぜし古今幾多の流俗訛傳を一掃せり、

細川家に預けられし十七人の親類書、

大石内藏助

祖父	故淺野采女正内、實曾祖父	大石内藏助
祖母	五十二年以前八月病死	
養父	實祖父二十八年以前正月病死	大石内藏助
養母	浪人、生死不存候、實祖母	鳥居左近娘
實父	十五年前十月病死	大石内藏助
實母	三十一年以前九月病死	池田出羽娘
養母方	二年前三月病死	
祖父	年月日不存候	
實母方	松平伊豆守様御内	池田出羽
祖母	二十九年以前正月病死	
實母方	五十六年前病死	
嫡子	當末十六歳	大石主税

元祿四十七士

次男	但馬豐岡に罷在候	當末十三歳	大石吉千代
三男	右同斷	當末二歳	大石大三郎
娘	右同斷	當末十四歳	一人
同	城州山科に罷在候、内匠頭浪人にて進藤源四郎と申す者へ養子に遣し候	當末五歳	一人
養子	實は從弟	八歳、當末十七歳	大石西坊
伯父	松平安藝守様御内		小山孫六
伯父	松平讀岐守様御内		大石平内
伯父	京都に罷在候内匠頭浪人		小山源五右衛門
伯母	松平安藝守様御内		進藤吉太夫妻
從弟	右同斷		小山孫六伴
從弟	右同斷		小山源右衛門
從弟	右同斷、最所忠右衛門方へ養子に遣し候		最所造酒助



從弟女 小山孫六娘  
 同人手前に罷在候  
 從弟 松平讀岐守様御内幼少故名  
 大石平内悴  
 同人娘  
 從弟女 三  
 進藤吉太夫悴  
 從弟 松平安藝守様御内  
 進藤彦三郎  
 同人娘  
 同 右同斷、幼少故名不存候  
 三  
 同人娘  
 從弟女 一  
 小山源五右衛門悴  
 從弟 京都に罷在候  
 小 山 彌 六  
 同人悴  
 從弟 京都に罷在候  
 小 山 武 助  
 同人娘、但離別  
 從弟女 右同斷  
 潮田又之丞妻  
 同人娘  
 同 右同斷  
 大石孫四郎妻  
 同人娘、源五右衛門手  
 前に罷在候  
 同

從弟女 松平安藝守様御内  
 進藤久兵衛妻  
 母方  
 從弟 松平伊豫守様御内  
 池田玄蕃  
 同 右同斷  
 池田左兵衛  
 同 右同斷  
 池田七郎兵衛  
 同 右同斷  
 池田長左衛門  
 右左兵衛弟  
 同 早川平助  
 同人手前に罷在候  
 同 松平周防守様御内  
 岡田竹右衛門  
 同 東本願寺御内  
 栗津勝兵衛  
 從弟女 水野美濃守様浪人  
 上田勘解由後家  
 私實父大石權内早世仕、祖父内藏助名跡相續  
 仕候に付て祖父、伯父分に罷成、違從弟は從  
 弟に罷成候

伯父分 松平讀岐守様御内  
 大石全桂  
 伯父分 祖母方、水戸様に罷在候  
 鳥居壽軒  
 同 同斷、京都に罷在候浪人  
 右壽軒弟  
 從弟分 祖父方、松平大藏大輔様御  
 不破治部左衛門  
 同 同斷、御同人様御内  
 奥村奎左衛門  
 同 同斷、近衛御所様御内  
 進藤筑後守  
 同 同斷、城州山科に罷在候、  
 内匠頭浪人  
 進藤源四郎  
 右源四郎弟  
 同 同斷、松平安藝守様御内  
 進藤瀬兵衛  
 同 祖母方、水戸様に罷在候  
 鳥居瀬兵衛  
 從弟女分 同斷、  
 右瀬兵衛妻  
 從弟分 同斷、京都に罷在候浪人  
 鈴木壽子  
 鳥居淺右衛門  
 以上  
 元祿十六年癸未正月  
 大石内藏助判  
 元祿四十七士

一 淺野壹岐守 故淺野内匠頭養子  
 一 淺野左兵衛 故淺野内記養子  
 一 松平主馬殿内室 故淺野内匠頭養子  
 右之實父、大石頼母儀、祖伯父にて御坐候、  
 私祖父の遺跡相續仕候にては從弟分に御坐候  
 得共、右之通り故、内匠養子に御坐候、從弟  
 分の内へ書載せ不申候  
 一 高林彌市郎殿内室  
 鳥治右衛門殿妹にて御坐候故、鳥治右衛門殿  
 内室は私養父内藏助妹にて御坐候、故内匠頭  
 養娘に仕候て遣し候に付、彌市郎殿内室、從  
 弟分之内に書載せ不申候  
 一 池田織部殿



松平伊豫守様御家來池田主水次男にて、實は私母方從弟にて御坐候得共、池田治左衛門様御養子に付、書載せ不申候

吉田 忠左衛門

祖父 淺野故彈正少弼家來、八十  
 祖母 果申せし年月不存候  
 祖父 水谷伊勢守様に罷在候、七  
 祖母 十年以前病死  
 同母 小山田高朝家來之由、相果  
 父 候年月不存  
 母 淺野采女家來、五十四年以  
 前病死  
 嫡子 播州本徳寺領、龜山に罷在  
 妻 候

吉田 太郎兵衛  
 父覺不申候  
 貝 賀 左 門  
 篠崎掃部女  
 篠田助兵衛  
 貝賀左門女  
 當未二十八歳  
 吉田 澤右衛門

原 惣右衛門

祖父 最上源五郎様浪人、四十二  
 祖母 年以前病死  
 同母 四十二年以前二月病死  
 祖父 小笠原兵部大輔貞慶様浪人  
 祖母 死失之年失念仕候  
 同母 五十年以前九月病死  
 父 上杉播磨守様浪人、二十五  
 母 年以前病死  
 妻 去年八月病死  
 大阪に罷在候  
 養子 五十年以前本多中務大輔様  
 御家中より致養子置候處、  
 實子出來候に付實子は出家  
 に可仕由申置候處、兵太  
 夫逐電候、尤實父方へも不  
 參候  
 娘 大阪に罷在候

原 陳右衛門  
 原 瀨兵衛娘  
 和 田 帶 刀  
 原 七郎左衛門  
 和 田 帶 刀 娘  
 原 兵 太 夫  
 四人  
 人 當未廿五歳  
 人 當未廿三歳  
 人 當未十五歳  
 人 當未十三歳

元祿四十七士

次男 右同斷  
 娘 本多中務大輔様に罷在候  
 孫 當未二十三歳  
 同 伊藤十郎太夫妻  
 同 伊藤十郎太夫嫡子、六歳  
 同 伊藤喜太郎  
 同 二人二男、五歳  
 同 次郎助  
 同 人娘  
 同 人  
 同 當未十七歳  
 娘 播州本徳寺領龜山、妻一所  
 小舅 有馬中務大輔様に罷在候  
 弟 右同斷  
 姪 京都に罷在候  
 以上  
 當未二十五歳  
 吉田 傳 内  
 當未二十三歳  
 伊藤十郎太夫妻  
 伊藤十郎太夫嫡子、六歳  
 伊藤喜太郎  
 二人二男、五歳  
 次郎助  
 人  
 當未十七歳  
 羽田 傳左衛門  
 柘植六郎右衛門  
 貝賀彌左衛門  
 右彌左衛門女  
 一人  
 元祿十六年癸未正月  
 吉田忠左衛門判

男子 當未五歳  
 原 重次郎  
 同 樋口 與右衛門  
 弟 小山久千代様浪人、大阪に  
 罷在候  
 同 岡島八十右衛門  
 妹 婚 有馬中務大輔様御内  
 姪 但妹は廿一年以前相果候  
 同 島 田 彌左衛門  
 甥 樋口與右衛門娘  
 同 右岡島八十右衛門に  
 同 岡 島 藤 松  
 同 同人次男  
 同 同人次男  
 同 同人  
 姪 有馬中務大輔様御内、義絶  
 甥 島田彌左衛門に  
 同 島田彌五右衛門  
 同 同人次男、義絶  
 同 六之助  
 從弟 上杉彈正大弼様御内、義絶  
 山田 長左衛門  
 從弟 右同斷、義絶  
 羽鳥 五右衛門



舅 加藤出羽守様浪人、伯州倉吉に罷在候  
小舅 本多中務大輔様御内  
以上

元祿十六癸未年正月

原 惣右衛門判

片岡源五右衛門

養父方 故淺野内匠頭家來、病死年月覺不申候 片岡 六右衛門  
祖 父 病死年月覺不申候 父の名覺不申候  
同 母 故淺野内匠頭家來、八年以前病死 熊井長左衛門  
養母方 故淺野内匠頭家來、十四年以前病死 片岡 六左衛門  
祖 母 故淺野内匠頭家來、二十九年以前病死 故淺野内匠頭家來  
養 父 城州伏見に罷在候 熊井長左衛門娘  
養 母 城州伏見に罷在候

妻 右同斷 右同人家來、浪人  
嫡子 右同斷 八島惣左衛門娘  
次男 右同斷 當未十二歳  
娘 右同斷 片岡 新 六  
舅 右同斷 同九歳  
小舅 右同斷 同 六之助  
同 右同斷 二人 一人當未六歳 一人同四歳  
同 右同斷 八島 惣左衛門  
同 右同斷 八島 長左衛門  
同 右同斷 伊藤 理七郎  
同 右同斷 八島 小平太  
同 右同斷 同人伴  
同 右同斷 同人伴 直右衛門  
甥 右同斷 川田 金兵衛妻  
姊 右同斷 川田 紋右衛門  
甥 右同斷 右金兵衛伴

同 右同斷 同人伴 片岡 小右衛門  
姪 右同斷 同人娘 一人  
伯父 播州赤穂に罷在候、出家 可 有 人  
甥 日光山に罷在候 正 觀  
養母方 尾州藩に罷在候 中根理左衛門母  
伯母 右同斷 中根理左衛門  
從弟 尾州岩の元様に罷在候 同 仙右衛門  
從弟 故淺野采女正家來、七十四年以前病死 熊井藤兵衛  
實父 二十年以前病死 熊井重次郎  
兄 尾州藩に罷在候、義絶 同 藤兵衛  
同 義絶 同 彌兵衛  
同 義絶 同 方八郎  
同 松平但馬守様御内、義絶

元祿四十七士

間瀬久太夫

父方 病死年月覺不申候 本多豊後守様御内  
祖 父 同斷 三橋 長右衛門  
同 母 同斷  
同 母 同斷  
祖 母 三十六年以前病死 多川 九左衛門  
同 母 五十九年以前病死 故淺野采女正家來  
母 十一年以前病死 間瀬 權太夫  
妻 播州龜山本徳寺領に罷在候 多川九左衛門娘

右重次郎妾にて氏不存候  
二 人

元祿十六癸未年正月 片岡源五右衛門判



嫡子

次男

孫

孫

姪

同

從弟

從弟女

同

同

同

元祿十六癸未年正月

當未二十三歲

間瀬孫太郎

同十歲

間瀬定八

三木團右衛門妻

團右衛門伴

同

藤千代

同人娘

中村勘助妻

甲斐喜太夫妻

小野寺十内

大高源五母

多川與一郎後家

多川九左衛門妻

間瀬久太夫判

小野寺十内

父方

祖父 淺野采女正家來、七十年以前病死

小野寺 十太夫

同祖

祖母 父の名、覺不申候、病死の年も覺不申候

多川 九左衛門

同祖

母方 淺野采女正家來、病死の年月覺不申候

小野寺 又八

同祖

父 父の名、覺不申候、三十九年以前病死罷在候

小野寺 又八

母

多川九左衛門娘、去年九月病死罷在候

小野寺 又八

妻女

京都に罷在候

小野寺 又八

世倅

播州赤穂城下に罷在候

小野寺 幸右衛門

姉

本多能登守様御内櫻井角右衛門妻の母、則角右衛門處に罷在候

大高源五母

伯母

播州赤穂城下に罷在候

大高源五母

甥

同

姪

從弟

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

元祿四十七士

大高源五

岡野金右衛門

小野寺嘉右衛門

間瀬久太夫

多川九左衛門

稻葉彌三右衛門

鱧 以 齋

小野寺道真

櫻井角右衛門妻

高木庄右衛門妻

妻之兄

内匠頭浪人、京都に罷在候

灰方藤兵衛

同

酒井與九郎様御内

灰方喜兵衛

同

右小舅兩人共に私不通之者にて御坐候

小野寺 十内判

同

以上

同

元祿十六癸未年正月

小野寺 十内判

父方

祖父 名並に死失の年不存候

磯貝 十郎左衛門

同祖

母方 同斷

磯貝 權右衛門

同祖

氏不存候、六年前病死仕候

磯貝 權右衛門

同祖

松平準人正様御内、七年前病死仕候

磯貝 權右衛門

同祖

内藤萬右衛門方に罷在候

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門

同祖

松平與右衛門様御内

内藤 萬右衛門



同 奥平熊太郎様御内神斧次太夫方へ四年前養子に參候

叔母 渡邊孫助様御内

姪 秋元隼人様御内脇屋半七方に居候

從弟 松前伊豆守様御組罷在候

同 渡邊孫助様御内

從弟女 北條左京様の奥様に罷在候

以上

元祿十六癸未年正月 磯貝十郎左衛門判

堀部彌兵衛

祖父 病死年月覺不申候

祖母 右同斷

母方 覺不申候

父 七十五年前病死

母 六十年前病死

妻 御當地米澤町に罷在候

世 悴

娘 江戸米澤町に罷在候

姉 駿府町に罷在候

同 紀州様御内安藤帶刀殿家來

同 青地與兵衛處に罷在候

同 細川越中守様御内

同 右御同人様内

同 紀州様御内安藤帶刀殿家來

同 泉州島取庄下田村に罷在候

同 右同所に罷在候

姪 細川越中守様御内

堀部彌兵衛

堀部安兵衛

右安兵衛妻

堀部甚之丞

同 庄兵衛

青地與兵衛

青地周庵

青地玄哲

堀部善八郎母

近松勘六

祖父 淺野内匠頭方に相勳罷在

祖母 三十年以前病死仕候

祖父母 五十年前病死仕候、但父方、父の名覺不申候

祖父母 浪人にて罷在、十七年前病死仕候、但母方

祖父母 十年以前に病死仕候、但母方

元祿十六癸未年正月 堀部彌兵衛判

同 右御同人様御城内

同 紀州様御内

同 右御同人様御内

同 松平民部大輔様御内本多孫太郎家來

小舅 以上

佐藤圓庵妻

來海庄七母

堀部甚之丞妻

木村多次右衛門妻

忠見扶右衛門

堀部彌兵衛判

近松伊看

西村傳碩

元祿四十七士

父 淺野内匠頭方に相勳罷在、十六年前病死仕候

母 西村傳碩娘、三十年以前病死仕候

繼母 松平淡路守様御内仁尾清右衛門娘、阿州德島に罷在候

弟 淺野内匠頭浪人、奥田孫太夫養子

同 出家仕、江州に罷在候

同 松平淡路守様御内

同 阿州德島に罷在候

近松小右衛門

奥田貞右衛門

文良

仁尾官右衛門妻

奥田清十郎

近松友看

近松源八

關助九郎

近藤刑部

同 喜又

同 清吉



從弟女 右同斷、同人子 二 人

同 松平伊豫守様御内 梶浦丈右衛門妻

同 松平備前守様御内 喜多村甚平妻

以上

元祿十六癸未年正月 近松勘六判

富森助右衛門

父方 中根壹岐守様相動罷在候 富森助右衛門

同祖 三十年以前病死仕候

同祖 四十年前病死仕候、京都の者、父の名覺不申候

同祖 井上中務少輔様相動罷在候、四十年前病死仕候

同祖 右同斷御家來、二十年以前病死仕候

父 淺野内匠頭方相動罷在候、二十年以前病死仕候

母 江戸に罷在候

山本源五右衛門

富森助太夫

世 右同斷 當末二歳 富森長太郎

弟 小出久千代様相動、浪人 富森半左衛門

妹 遠山七之丞様相動、浪人 赤尾金太夫妻

妻 江戸に罷在候

小舅 加藤越中守様相動罷在候 菅十郎兵衛

小舅 菅十郎兵衛一所に罷在候 菅十三郎

以上

元祿十六癸未年正月 富森助右衛門判

潮田又之丞

祖 父 淺野内匠頭方相動罷在候、但父 潮田作右衛門

祖 母 三十年以前病死仕候、浪人 原田角之允

祖 父 淺野内匠頭方相動罷在候、浪人 原田角之允

祖 母 浪人、病死年月不存候

赤埴源藏

父方 祖 父 淺野内匠頭家來、二十年 赤埴十右衛門

同祖 母 二十年以前病死

母方 祖 父 浪人、病死年月不存候 高野忠左衛門

同祖 母 播州に罷在候

父 浪人にて江戸に罷在候 赤埴一閑

母 江戸に罷在候

伯 父 黒田豊前守様相動罷在候 赤埴小右衛門

伯 母 本多伊豫守様相動罷在候

母方 伯 父 浪人にて江戸に罷在候 高野春東

弟 土屋相模守様相動罷在候 本間安兵衛

祖 母

父 十年以前病死仕候、但母方 潮田作右衛門

母 淺野内匠頭方相動罷在候、三年以前病死仕候

娘 淺野内匠頭浪人原田角之允 當末七歳

姉 播州加西郡に罷在候

妹 右同斷、百姓 渡邊與左衛門妻

伯 父 松平伊豫守様御内伊木將監 神定兵衛妻

甥 松平壹岐守様御内、但母方 渡邊作之丞

姪 播州加西郡百姓渡邊與左衛門 同 次郎吉

同 右同人娘 二人

從 弟 松平伊豫守様御内伊木將監 齋藤鐵五郎

同 家來神定兵衛娘 一人

以上 大久保玄蕃頭様御支配と覺 潮田儀太夫

元祿十六癸未年正月 潮田又之丞判

元祿四十七士



妹 阿部對馬守様に罷在候 田村縫右衛門妻  
 從弟 黒田豊前守様に罷在候 赤埴平内  
 同 本多伊豫守様に罷在候 赤埴十郎右衛門  
 同 渡邊越中守様に罷在候 赤埴彖右衛門  
 女從弟 江州膳所に罷在候 淺岡傳右衛門妻  
 同 江州膳所に罷在候 赤埴新左衛門妻  
 同 本間安兵衛伴五歳 本間友太郎  
 同 田村縫右衛門伴二歳 田村長吉  
 同 以上 赤埴源藏  
 元祿十六癸未年正月 奥田九右衛門  
 奥田孫太夫  
 父方 八十年前浪人にて病死仕候 奥田九右衛門

祖母 四十年前病死、父名覺不申 久米半右衛門  
 祖母 相馬長門守様に相動、四十年前病死仕候  
 同 三十年以前病死仕候 奥田孫太夫  
 父 浪人にて二十年前病死仕候  
 母 相馬長門守様に相動、久米半右衛門娘  
 世 養子當未二十五歳 奥田貞右衛門  
 孫 當未十九歳 同 人 妻  
 娘 同二歳 奥田清十郎  
 妻 秋元但馬守様御内 寺田九兵衛娘  
 叔 江戸に罷在候 奥州中村に罷在候  
 舅 山村十郎右衛門様御内 寺尾太郎左衛門

同 稻葉丹後守様御内 成田傳兵衛  
 從弟 相良圖書頭様御内 久米半右衛門  
 小舅 秋元但馬守様御内 寺田藤右衛門  
 同 寺田九兵衛一所に浪人にて罷在候 寺田久平  
 以上 奥田孫太夫判

矢田五郎右衛門

父方 浪人にて先年病死仕候 矢田作十郎  
 同 浪人にて先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候 田中安兵衛  
 同 浪人にて先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候 矢田利兵衛  
 父 淺野内匠頭方に相動、十八年前病死仕候  
 元祿四十七士

元祿十六癸未年正月 矢田五郎右衛門判

大石瀨左衛門

母 松前伊豆守様御組吉川藤次郎方に罷在候 矢田作十郎  
 世 岡部駿河守様に差置候 三上道隨  
 伯父 谷主水様御内 同 外 記  
 從弟 御同人様御内 吉川藤次郎  
 叔父 松前伊豆守様御組、隱居仕候 同 新兵衛  
 從弟 松前伊豆守様御組 守能傳五郎  
 甥 京極縫殿様御内  
 以上 大石八郎兵衛  
 父方 淺野故采女正家來、二十八年以前病死 大石八郎兵衛  
 祖母 三十年以前病死



















甥 右同斷 原 作之助  
 甥 右同斷 同 半藏  
 姪 右同斷 原 惣兵衛娘  
 姪 右同斷 太田三右衛門娘  
 從弟 右同斷 井内源右衛門  
 從弟 右同斷 渥美小藤次  
 以上

元祿十六癸未年正月

四十八歲 中村勘助判書

大高源五

父方 秋田城之介様に罷在候、死去仕候年數覺不申候 秋田伊織  
 同祖 死去仕候年數覺不申候  
 祖母 淺野内匠頭家來、死去仕候年數覺不申候 小野寺又八郎

同祖 右同人家來、去秋死去仕候 多川九左衛門娘  
 父 右同人家來、二十七年以前死去仕候 大高兵左衛門  
 母 右同斷、播州赤穂に罷在候 小野寺又八郎娘  
 弟 右同斷、小野寺十内方へ養子に遣す 小野寺幸右衛門  
 叔父 小野寺十内  
 從弟 岡野金右衛門  
 從弟 右同人妹  
 從弟 大高半五兵衛  
 以上

元祿十六癸未年正月

三十二歲 大高源五判書

菅谷半之丞

父方 淺野内匠頭家來、死去仕候年數覺不申候 菅谷平兵衛

元祿十六癸未年正月

四十四歲 菅谷半之丞判書

不破數右衛門

養父 淺野内匠頭家來、去年死去仕候、年數覺不申候 不破岐右衛門  
 養祖母 死去仕候年數覺不申候 安達大膳  
 養祖父 淺野内匠頭家來、去年死去仕候、年數覺不申候 安達大膳  
 養祖母 十八年以前死去仕候  
 養父 淺野内匠頭家來、二十年以前死去仕候 不破數右衛門  
 養母 三十年以前死去仕候 安達大膳娘  
 妻 播州龜山に罷在候 養父 數右衛門娘  
 男子 松平紀伊守様御内太田半兵衛方に罷在候 六歲 不破大五郎  
 女子 妻一所に罷在候 一

同祖 死去仕候年數覺不申候 津田五郎左衛門  
 母方 浪人にて去年死去仕候  
 同祖 死去仕候年數覺不申候 菅谷平兵衛  
 父 淺野内匠頭家來、十年以前死去仕候 津田五郎左衛門娘  
 母 二十年以前死去仕候 五十一歲 岡本松之助  
 兄 浪人、備後三次之町に罷在候 八田彌助妻  
 姊 浪人、右同斷に罷在候 後  
 伯母 屋代越中守様御組屋敷に罷在候 岡本小三郎  
 甥 浪人、備後三次之町に罷在候 八田平之丞  
 甥 浪人、御當地に罷在候得共、久々不申通、住所不存候 德永彦左衛門妻  
 姪 淺野土佐守様に罷在候 西村六郎兵衛妻  
 姪 右同斷  
 以上

元祿四十七士



姊 松平紀伊守様記罷在候 太田半兵衛妻  
甥 浪人、播州大阪記罷在候 安達友彌

實方

父方 淺野内匠頭家來、八年前死去仕候 岡野又右衛門  
同祖 松平出羽守様御内、俊倉新助方に罷在候 原忠右衛門娘  
同祖 淺野内匠頭家來、先年死去仕候、年數覺不申候 長澤六郎右衛門  
同母 松平加賀守様記罷在、先年死去仕候、年數覺不申候 葛野藤太夫娘  
父 浪人、播州龜山記罷在候 佐倉新助  
母 淺野内匠頭家來、右新助一所記罷在候 長澤六郎右衛門娘  
弟 町醫師、播州大阪記罷在候 三十七歲 佐倉慶也  
弟 親新助一所記罷在候 三十一歲 同 佐介  
弟 右同斷 十三歲 同 龜八

妹 本多中務大輔様記罷在候 笹川只右衛門妻  
妹 淺野内匠頭家來、播州龜山記罷在候 上島彌介妻  
伯父 浪人、本所記罷在候 岡野源右衛門  
伯父 内藤能登守様記罷在候 津田何右衛門  
伯父 淺野内匠頭家來、播州赤穂記罷在候 津田又久  
叔父 右同斷、讚州九龜記罷在候 長澤六郎右衛門  
叔父 右同斷、播州赤穂記罷在候 葛野喜之助

以上 元祿十六癸未年正月 三十四歲 不破數右衛門判書

千馬三郎兵衛

父方 養祖父 越前少將様記罷在、五十餘年以前死去仕候 千馬喜兵衛

同養祖母 本多中務大輔様記罷在候、三十七年以前死去仕候 芝田伊右衛門娘  
母方 養祖父 浪人、二十餘年以前死去仕候 福尾與次兵衛  
同養祖母 二十餘年以前死去仕候  
養父 三十一以前死去仕候 千馬三郎兵衛  
養母 十四年以前死去仕候 福尾與次兵衛娘  
實方 仙石兵部少輔様御手にて大阪御陣之節討死仕候 千馬内藏助  
同祖 死去仕候年數覺不申候  
同祖 淺野内匠頭家來、四十年以前死去仕候 筑間三右衛門  
同祖 三十九年以前死去仕候  
父 永井日向守様記罷在、二十九年以前死去仕候 千馬求之助  
母 十一年以前死去仕候 筑間三右衛門娘

元祿四十七士

妻 淺野内匠頭家來、八年前死去仕候 刈部彌次郎娘  
女 荆木貞右衛門方に罷在候 二 人  
兄 浪人にて大阪記罷在候 五十四歲 荆木貞右衛門  
甥 右同斷 同 源之丞  
甥 右同斷 同 岩之助  
從弟 松平紀伊守様記罷在候 千馬新五兵衛  
以上 元祿十六癸未年正月 五十一歲 千馬三郎兵衛判書

木村岡右衛門

父方 淺野采女正家來、五十餘年以前死去仕候 木村吉兵衛  
同祖 三十年以前死去仕候 仙波右京娘  
同祖 淺野重正忠家來、七十年以前死去仕候 大岡次左衛門



同祖母 永井信濃守様に罷在候、七十年前以前死去仕候  
 父 浪野内匠頭家來、二十一年以前死去仕候  
 母 九年以前死去仕候  
 妻 浪野内匠頭家來、太郎左衛門儀四年以前死去仕候、大阪かみや町に差置申候  
 男子 豐殿寺内長昌院に罷在候  
 男子 浪野内匠頭家來、大岡藤左衛門方へ養子に遣し候  
 女子 妻一所に罷在候  
 弟 眞田藏人様に罷在候

富田權左衛門娘  
 木村惣兵衛  
 大岡次左衛門娘  
 牧太郎左衛門娘  
 八歳  
 木村惣十郎  
 大岡次郎四郎  
 二  
 四十四歳  
 木村源右衛門

岡島八十右衛門

養父 浪野内匠頭家來、貞享三年丙寅正月七日死去仕候  
 岡島善右衛門

毛利家に預けられし十人の親類書、

同養祖母 死去仕候年月覺不申候、願廣松平石見守様に罷在、其後浪人  
 母方養祖父 浪野内匠頭家來、死去仕候年月覺不申候  
 同養祖母 死去仕候年月覺不申候、左門儀水谷伊勢守様に罷在候  
 妻 家女房、播州赤穂に差置申候  
 嫡子 妻一所に差置申候  
 次男 右同斷  
 娘 右同斷 未四歳  
 伯父 吉田忠左衛門  
 同伯父 貝賀彌左衛門  
 同從弟 吉田澤右衛門  
 從弟 浪人、播州龜山に罷在候  
 元祿四十七士

肥塚碩庵娘  
 吉田助兵衛  
 貝賀左門娘  
 未十歳  
 岡島藤松  
 岡島五之助

姉 播州加東郡垂水村に罷在候  
 後 中尾十郎右衛門妻  
 妹 松平淡路守様に罷在候  
 從弟 山田三大夫様御組  
 從弟 浪野内匠頭家來、播州赤穂に罷在候  
 從弟 播州加東郡水村醫師にて罷在候  
 小舅 浪野内匠頭家來、播州赤穂に罷在候  
 以上

北條安兵衛  
 大岡藤左衛門  
 大岡宗堅  
 牧市左衛門

元祿十六癸未年正月

四十六歳 木村岡右衛門判書

養母 延寶五年丁巳九月朔日死去仕候助兵衛浪野内匠頭家來  
 吉田助兵衛門  
 養祖父 生駒壹岐守様に罷在、其後浪人死去仕候年月覺不申候  
 岡島次郎右衛門

同從弟 十郎太夫儀本多中務大輔様御家來  
 伊東十郎太夫妻  
 同從弟 播州龜山に罷在候  
 吉田忠左衛門娘  
 從弟 京都に罷在候  
 貝賀彌左衛門娘  
 從弟分 浪野内匠頭浪人、御當地に罷在候  
 城戸眞右衛門  
 實父 浪人、延寶七年己未四月二十三日死去仕候  
 原七郎左衛門  
 實母 元祿十五年壬午八月十一日死去仕候將監儀浪人、死去仕候  
 和田將監娘  
 父方實祖父 浪人、死去仕候年月覺不申候  
 原氏 名覺不申候  
 同實祖父 浪人、死去仕候年月覺不申候  
 和田將監  
 同實祖母 浪人、死去仕候年月覺不申候  
 氏名共覺不申候  
 兄弟 浪人、大阪に罷在候  
 原惣右衛門  
 和田喜六



甥 有馬中務大輔様御家來、義絶仕罷在候  
右同斷  
鳥田彌五右衛門

甥 惣右衛門せがれ伯父喜六一所仕罷在候  
鳥田六之助

姪四人 伯父喜六一所仕罷在候  
原十次郎

父方 父一所仕罷在候  
原惣右衛門娘

從父方 上杉彈正大弼様御家來、義絶仕罷在候  
和田喜六娘

從弟 右同斷  
山田長左衛門

以上 岡島五右衛門

元祿十六癸未年正月 岡島八十右衛門判

吉田澤右衛門

父 新八儀淺野内匠方浪人仕、其後死去仕候  
吉田忠左衛門

母 熊井新八娘

父方 淺野内匠家來、死去仕候年月覺不申候  
吉田助兵衛

同祖 死去仕候年月覺不申候、左門儀水谷伊勢守様仕罷在死  
具賀左門娘

同祖 淺野内匠方浪人、其後死去仕候年月覺不申候  
熊井新八

弟 死去仕候年月覺不申候  
柘植氏

妹 浪人、播州龜山仕罷在候  
吉田傳内

妹 十郎大夫儀本多中務大輔様御家來  
伊藤十郎太夫妻

伯父方 播州龜山仕罷在候  
具賀彌左衛門

伯母方 有馬中務大輔様御家來、義絶仕罷在候  
羽田傳右衛門

同伯父 右同斷  
柘植六郎左衛門

同伯母 市右衛門儀松平大和守様仕罷在、其後浪人、死去仕候  
平地市右衛門妻

甥 十郎大夫父子一所仕罷在候  
伊藤喜太郎

甥 右同斷  
伊藤次郎助

姪三人 伊藤十郎大夫姪、父一所仕罷在候  
岡島八十右衛門

從父方 從弟 京都仕罷在候  
貝賀彌左衛門娘

從母方 從弟二人 筑後久留米仕罷在候  
平地市右衛門娘

同從弟 傳右衛門子、父一所仕罷在候  
羽田鐵之丞

同從弟 松平兵部大輔様御家來、義絶仕罷在候  
宮北長左衛門妻

以上 吉田澤右衛門判

元祿十六癸未年正月

武林唯七

父 淺野内匠頭家來、播州赤穂仕罷在候  
渡邊平右衛門

元祿四十七士

北川久兵衛娘

渡邊治庵

北川久兵衛

渡邊半右衛門

北川傳右衛門

北川傳右衛門

武林半六

靈國

武林半六

武林半六妹

北川佐野右衛門



同 從弟 播州赤穂、一向宗 安樂寺妻

同 從弟二人 父一所に罷在候 北川傳右衛門娘

同 從弟 浪人、播州赤穂に罷在候 北川七三郎

同 從弟 七三郎一所に罷在候 北川七三郎姉

以上

元祿十六癸未年正月

武林 唯七判

倉橋傳助

父 淺野内匠家來、二十八年以前死去仕候 倉橋 武助

母 二十二年以前死去仕候 大平彌五兵衛母

祖方 何年以前死去仕候哉覺不申 倉橋 十左衛門

同 祖母 右同斷

母方 祖母 右同斷、名覺不申候

同 祖母 右同斷 三春宇右衛門妻

同 伯母 宇右衛門儀淺野内匠家來、死去仕候 倉橋 十兵衛

父方 從弟 松平紀伊守様御家來 大平彌五兵衛

母方 從弟 御徒目付、義絶仕候 富澤 太郎兵衛

同 從弟 御小細工頭、義絶仕候 富澤 五兵衛

同 從弟 御徒、義絶仕候 大平 權兵衛

同 從弟 浪人、義絶仕候 三春 武平

同 從弟 淺野内匠浪人、細川采女様御家來より宇右衛門養子仕候

以上 倉橋 傳助判

元祿十六癸未年正月

倉橋 傳助判

村松喜兵衛

養父 先主堀田上野介様、其後淺野内匠に勤候、八年以前死去仕候 村松 九太夫

養母 次兵衛儀大御番之儀承及申候十二年以前死去仕候 加茂宮次兵衛娘

父方 祖父 駿河大納言様にて御鳥見仕候様承り申候、何年以前死去候も不存候 村松 茂左衛門

同 祖母 何年以前死去仕候も不存候

母方 祖母 假名不存候、何年以前死去候も不存候

同 祖母 何年以前死去候も不存候

妻 御當地町宅に罷在候 未廿七歳 村松 九太夫娘

嫡子 未廿三歳 村松 三太夫

次男 小笠原長門守様家來 村松 政右衛門

元祿四十七士

孫分 淺野左兵衛殿家來 村松 是候

弟分 寶九太夫子、九太夫義絶仕候故行衛不存候 村松 半太夫

甥分 九太夫孫、岡崎町に罷在候 大和屋 三右衛門

母方 從弟分 小普請 加茂宮 太郎左衛門

同 從弟分 御右筆 加茂宮 喜右衛門

父方 從弟分 九太夫甥、山名信濃守様家來 河原田 理兵衛

同 從弟分 右理兵衛姉、後家にて同家に罷在候

同 從弟分 九太夫男、町繪師にて通油町に罷在候由承申候 杉村 次兵衛

實父 主取得不仕、町人に罷成、三十三年前死去仕候

實母 五十八年前死去仕候

父方 祖母 何年以前死去仕候哉不存候

同 祖母 右同斷



母方 祖父 右同斷  
 祖母 右同斷  
 兄弟 町人仕、兩國邊に罷在候  
 甥 右孫三郎手代に罷在候  
 以上

元祿十六癸未年正月 村松喜兵衛判

杉野十平次

父 淺野内匠家來、十九年以前死去仕候  
 母 二十八年以前死去仕候  
 祖父 何年死去仕候哉不存候  
 祖母 右同斷  
 杉野平左衛門  
 萩原新左衛門娘

母方 祖父 淺野内匠家來、何年以前死去仕候哉不存候  
 祖母 右同斷  
 兄弟 浪人、播州赤穂に罷在候  
 兄弟 右同斷  
 伯母 右同斷  
 伯父 右同斷  
 同母 義絶仕候  
 同伯 三右衛門子、播州赤穂に罷在候  
 甥 兄平左衛門子、兄平左衛門死去仕候、播州赤穂に罷在候  
 姪 播州赤穂に罷在候  
 母方 淺野内匠浪人、播州赤穂に罷在候  
 從母 京都町與力  
 萩原新左衛門  
 萩原三右衛門  
 萩原平七  
 萩原兵助  
 萩原儀左衛門  
 小田常右衛門母  
 萩原三太郎  
 杉野平吉  
 杉野平左衛門娘  
 萩原文左衛門  
 木村藤助

從同 御先手與力義絶仕候  
 從同 兵助子、父一所に罷在候  
 從同 右同斷  
 從同 右同斷  
 從同 兵助娘、傳八事淺野内匠浪人、播州赤穂に罷在候  
 從同 父一所に罷在候  
 從同 儀左衛門子、父一所に罷在候  
 從同 右同斷  
 從同 右同斷  
 從同 右同斷  
 從同 文左衛門弟、一所に罷在候  
 小田常右衛門  
 萩原源兵衛  
 萩原源之允  
 萩原六之助  
 井上傳八妻  
 萩原兵助娘  
 萩原吉之助  
 萩原次郎三郎  
 萩原三次郎  
 萩原萬四郎  
 萩原彦助

元祿四十七士

勝田新左衛門

從同 彌五兵衛事淺野内匠浪人、播州赤穂に罷在候  
 以上  
 元祿十六癸未年正月 杉野十平次判  
 父 淺野内匠家來、十六年以前死去仕候  
 母 十六年以前死去仕候  
 祖父 淺野内匠家來、何年以前死去仕候哉覺不申候  
 祖母 何年死去仕候哉覺不申候  
 母方 淺野内匠家來、何年以前死去仕候哉覺不申候  
 同母 備前國に居申候  
 同祖母 作右衛門儀浪人、淺野内匠家來、唯今こまごめに居候由  
 姊 酒井作右衛門妻  
 小川彌五兵衛妻  
 勝田新左衛門  
 佐藤甚右衛門娘  
 勝田新兵衛  
 佐藤甚右衛門

701



姊 小泉兵庫樣御組御徒、義 近藤十郎左衛門妻

母方 備前國、一向宗 淨光寺妻

伯父 常陸まかへ郡本木村に居申 勝田十左衛門

甥 十郎左衛門子 近藤鷲之助

姪 父一所以罷在候 近藤十郎左衛門娘

姪 去秋婚禮調候様承候得共義 酒寄作右衛門娘

父方 絶故在居不存候 勝田十左衛門子

從弟 本居安藝守様御家來名不存 勝田十兵衛

同 從弟 十左衛門子、父一所以罷在 勝田十左衛門娘

從弟 從弟二人 右同斷 勝田十左衛門娘

母方 從弟 名不存候 淨光寺子

同 從弟 從弟二人 淨光寺娘

以上

元祿十六癸未年正月

前原 伊助判

間 新六

父 家女房、播州赤穂に罷在候 間 喜兵衛

母方 淺野内匠家來、死去仕候年 間 左兵衛

同 祖父母 月覺不申候

祖父母 右同斷

母方 右同斷

兄 秋元但馬守様御家來 間 十次郎

姊 播州赤穂に母一所以罷在候 中堂又助妻

妹 一柳土佐守様御與力に勤罷 在候

元祿四十七士

元祿十六癸未年正月 勝田新左衛門判

前原 伊助

父 淺野内匠家來、延寶四丙辰 前原自久

母 家女房、元祿六癸酉年十月 二十四日死去仕候

父方 存不申候

母方 存不申候

妹 一柳土佐守様家來、播州小 小川彦兵衛妻

甥 野野に罷在候 小川彦四郎

姪 彦兵衛一柳土佐守様に相勳 御賞地に罷在候

父方 彦兵衛次男、名不存候、父 小川彦四郎娘

從弟 父一所以罷在候 長野源兵衛

同 從弟 永井伊賀守様御家來 伯母覺岡田十太夫儀大久保 玄蕃頭様御家來

同 伯母 淺野内匠浪人、播州赤穂 土田三郎右衛門妻

甥 中堂又助子 中堂小源太

以上

元祿十六癸未年正月

間 新六判

小野寺幸右衛門

養父 佐五右衛門事死去仕候、 小野寺十内

養母 母儀京都に罷在候 灰方佐五右衛門娘

同 養祖父 淺野内匠家來、死去仕候年 小野寺又八

同 養祖母 元祿十五年壬午九月死去仕 多川九右衛門娘

母方 來、死去年月覺不申候 灰方佐五右衛門

同 養祖父 淺野内匠家來、死去仕候年 在候

同 養祖母 灰方藤兵衛一所以京都に罷 佐五右衛門子

元祿

灰方藤兵衛



同伯父 酒井與九郎様御家來、義絶 佐五右衛門子 灰方彦兵衛  
 父方 伯父 仕罷在候  
 同兄弟 岡野金右衛門  
 同兄弟 岡野金右衛門妻 藤兵衛子  
 從母方 兄弟 灰方小三郎  
 同兄弟 灰方彦兵衛子  
 從弟二人  
 從弟四人 父一所に罷在候  
 實父 淺野内匠家來、延寶四年丙辰四月死去仕候  
 實母 播州赤穂に罷在候、又八事死去仕候  
 小野寺 又八娘  
 里村津右衛門娘  
 大高兵左衛門  
 水野家に預けられし九人の親類書、  
 間 十次郎  
 祖父 淺野内匠家來、先年死去仕候 間 左兵衛

父方 實祖父 浪人にて罷在候、死去仕候 年月覺不申候 大高氏名覺不申候  
 同實祖父 淺野内匠家來、死去仕候年 月覺不申候 小野寺 又八  
 同實祖父 元祿十五年壬午九月死去仕候、九左衛門事淺野内匠家來、死去仕候年月覺不申候 多川九左衛門娘  
 兄弟 大高源五  
 從弟 淺野内匠様御家來 大高半五兵衛  
 以上 小野寺幸右衛門判  
 元祿十六癸未年正月  
 祖母 先年病死仕候  
 外祖父 覺不申候  
 外祖母 覺不申候

淺野内匠家來  
 播州赤穂に罷在候  
 又助義秋元但馬守様に相勤罷在候  
 唯今まで奉公不仕候  
 一柳土佐守様御奥方に相勤罷在候  
 三郎右衛門儀淺野内匠家來、只今までは浪人にて赤穂に罷在候  
 秋元但馬守様に相勤罷在候 又助子 中堂清十郎  
 伯母 土田三郎右衛門妻  
 伯母 間 喜兵衛  
 弟 中堂又助妻  
 弟 間 新六  
 姉 間 新六  
 母 間 喜兵衛  
 父 間 喜兵衛

外祖母 父の名覺不申候 奥田孫太夫  
 父 淺野内匠家來 寺田九兵衛娘  
 母 深川黒江町に差置候 奥田孫太夫娘  
 妻 右一所に差置申候 未二歳 奥田清十郎  
 子 右同斷 九兵衛子 寺田藤右衛門  
 伯父 秋元但馬守様に相勤罷在候 寺尾太郎左衛門母  
 伯母 文左衛門儀立花飛騨守様に相勤罷在候 山本文左衛門妻  
 伯母 御先手與力 寺田藤右衛門妻  
 從弟 稻葉丹後守様に相勤罷在候 寺尾太郎左衛門  
 從弟 成 傳兵衛  
 實方 文左衛門子 山本猪之助

養方  
 祖父 内藤和泉守様に相勤先年死去仕候 奥田孫太夫  
 祖母 先年病死仕候  
 外祖父 秋元但馬守様に相勤罷在候 寺田九兵衛  
 元祿四十七士

奥田貞右衛門  
 奥田孫太夫  
 寺田九兵衛



祖父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候、忠次郎儀御直參之由、先年病死仕候  
 外祖父 松平淡路守様に相勳、先年病死仕候  
 外祖母 松平淡路守様御家來、仁尾官右衛門方に罷在、父名覺不申候  
 父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 母 仁尾官右衛門方に罷在  
 兄 淺野内匠家來  
 弟 松平淡路守様に相勳罷在  
 妹 仁尾官右衛門方に罷在  
 伯父 浪人にて播州赤穂に罷在  
 伯母 孫九郎儀松平淡路守様に相勳罷在  
 從弟 孫九郎子  
 近松 伊看  
 大澤 忠次郎娘  
 仁尾 清右衛門  
 近松 小右衛門  
 仁尾 清右衛門娘  
 近松 勘六  
 仁尾 官右衛門  
 近松 友看  
 里村 孫九郎妻  
 里村 六太夫

矢頭右衛門七

祖父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候、宗徳儀浪人にて京都に罷在、先主覺不申候  
 外祖父 松平大和守様に相勳罷在、先年病死仕候  
 外祖母 右同人御家來、矢頭庄左衛門方に罷在、五郎右衛門儀御同家に相勳、先年病死仕候  
 父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 母 大阪天滿に差置申候  
 妹 母一所に差置申候  
 矢頭 權右衛門  
 豐田 宗徳娘  
 中根 彌兵衛  
 吉田 五郎右衛門娘  
 矢頭 長助  
 中根 彌兵衛娘  
 三 人  
 養祖父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 村松 三太夫  
 村松 九太夫

養祖母 先年病死仕候、父名覺不申候  
 實祖父 右同斷  
 實祖母 右同斷  
 父 淺野内匠家來  
 母 鐵砲洲築地屋敷に差置申候  
 弟 小笠原長門守様に相勳罷在  
 從弟 屋代越中守様に相勳罷在  
 九太夫養子  
 村松 喜兵衛  
 村松 九太夫娘  
 村松 政右衛門  
 村松 傳六

間瀬孫九郎

祖父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候、父名覺不申候  
 外祖父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 外祖母 先年病死仕候、父名覺不申候  
 間瀬 權太夫  
 刈部 彌次郎

茅野和助

父 淺野内匠家來  
 母 播州龜山に罷在  
 弟 浪人にて右同所に罷在  
 妹 團右衛門儀淺野内匠頭家來、只今浪人にて播州龍野に罷在  
 甥 只今浪人にて播州龍野に罷在  
 姪 淺野内匠家來、只今浪人にて京都に罷在  
 從弟 淺野内匠家來、只今浪人にて京都に罷在  
 間瀬 久太夫  
 刈部 彌次郎娘  
 間瀬 左太八  
 三木 團右衛門妻  
 三木 藤千代  
 一 人  
 大木 彌一右衛門  
 養祖父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 祖父 森内記儀に相勳罷在、先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候、父名覺不申候  
 外祖父 森内記儀に相勳罷在、先年病死仕候  
 外祖母 先年病死仕候、父名覺不申候  
 淺溝 孫市  
 富田 加兵衛



父 浪人にて罷在、先年病死仕候  
 母 作州勝田南部郡阿部村に罷在候  
 弟 浪人にて母一所に罷在候  
 妻 播州赤穂に差置申候  
 子 妻一所に差置申候  
 甥 浪人にて茅野加太夫一所に罷在候  
 從弟 建部傳右衛門様に相勤罷在候  
 舅 浪人にて播州赤穂に罷在候

茅野 玄安  
 富田 加兵衛娘  
 茅野 加太夫  
 中 裕 玄娘  
 未四歳  
 茅野 猪之助  
 茅野 武次郎  
 茅野 理右衛門  
 中 裕 玄

横川 勘平

祖父 浪人にて作州に罷在、先年病死仕候、先主覺不申候  
 祖母 先年病死仕候、竹左衛門儀森美作守様に相勤、先年病死仕候  
 外祖父 覺不申候

各務 宗右衛門  
 各務 竹左衛門娘

外祖父 覺不申候  
 父 浪人にて播州赤穂に罷在候、先主無御坐候  
 母 父一所に罷在候  
 姉 作州津山に罷在候其後、何方に罷在候も不存候  
 弟 義絶仕候故何方に罷在候も不存候

横川 祐悦  
 横川 勘左衛門

神崎 與五郎

祖父 森美作守様に相勤罷在、先年病死仕候  
 祖母 先年病死仕候、與三右衛門儀森美作守様に相勤罷在、先年病死仕候  
 外祖父 森美作守様に相勤罷在、先年病死仕候  
 外祖母 下山吉兵衛方に罷在候、父の名覺不申候  
 父 森美作守様に相勤候、唯今浪人にて作州勝田郡黒土村に罷在候

神崎 三郎兵衛  
 角南 與三右衛門娘  
 下山 六郎兵衛  
 神崎 半右衛門

母 父一所に罷在候  
 弟 浪人にて父一所に罷在候  
 妻 播州赤穂に差置候、九郎左衛門儀先年病死仕候  
 伯父 森美作守様に相勤、唯今浪人にて作州勝田郡勝間田村に罷在候  
 伯父 右同斷  
 從弟 右同斷、御當地へ罷越候得共住所不存候

下山 六郎兵衛娘  
 神崎 藤九郎  
 河野 九郎左衛門娘  
 下山 吉左衛門  
 下山 源太兵衛  
 箕作 平太兵衛

三村 次郎左衛門

祖父 浪人にて常州稻田郡に罷在、先年病死仕候、先主竝祖父名覺不申候  
 以上、四十六人、

祖母 右同斷  
 外祖父 播州赤穂前々御城主松平右近様に相勤、先年病死仕候  
 外祖母 先年病死仕候、父名覺不申候  
 父 淺野内匠家來、先年病死仕候  
 母 播州赤穂に罷在候  
 從弟 浪人にて常州稻田郡に罷在候  
 從弟 松平伊豫守様に相勤罷在候  
 從弟 同家に相勤罷在候  
 從弟 同家に相勤罷在候

安積 上閑  
 三村 喜兵衛  
 安積 上閑娘  
 三村 善兵衛  
 野々村 平太左衛門  
 野々村 仁右衛門  
 野々村 八兵衛



大石内藏助、討入の前、落合與右衛門の手を経て、瑤泉院の許へ差出せし金銀請拂帳の一冊、

元祿十五年  
預置候金銀請拂帳  
午十一月 大石内藏助

金銀請取元

- 一金四百參拾壹兩參步貳朱 赤穂にて巳六月四日請取
- 銀四拾壹匁七分 赤穂にて巳六月三日手形にて請取
- 一金貳百貳拾兩 京六波羅普門院江戸へ指下可申と心當、赤穂にて岡本次郎左衛門請取候得共江戸へ普門院不下につき此方へ請取元に立
- 一金參拾兩

- 一金八兩壹步 紫野瑞光院にて御石塔御位牌建候入用に心當、小野寺十内赤
- 銀五匁貳分五厘 穂にて受取銀差引殘金十内より受取元に立
- 合 金六百九拾兩貳朱
- 銀四拾六匁九分五厘

右金銀之拂左に記

- 一金百兩 紫野瑞光院に建候御墓爲寄附、山相調候代金也但證文有之候
- 一金拾兩 八幡山瀧本坊方にての御祈禱料に遣之、手形有
- 一金壹兩壹步 但五百疋 智積院隠居僧正へ手遣に同宿五人へ百疋宛遣候、橋本次兵衛へ渡す、手形有
- 一金貳拾兩 遠林寺用事に付江戸へ指遣、往來路銀、於江戸方々へ手遣の入用銀に渡す、手形有
- 一金壹兩 遠林寺弟子以船、遠林寺へ申談候用事に付京都に差遣候路銀に渡す、手形有
- 一金壹兩 御代官中へ遣候切付貳春之野查仕直し代、並大阪飛脚往來路銀志水小兵衛に渡す、手
- 銀子五分



形有

一銀七拾壹匁九厘

岡田庄太夫殿手代三人御用に付、佐々小左衛門宅に招請入用、三村次郎左衛門に渡す手形有

一銀四拾參匁

大阪木屋太兵衛、御家中用事前に不<sub>ニ</sub>相替<sub>一</sub>情を出し勤候段承届候に付爲<sub>ニ</sub>褒美<sub>一</sub>遣す、則受取手形有

一金貳拾兩

御家中大阪調物代滞り、岡本次郎左衛門に渡す、手形有

一金五兩

紫野瑞光院にて施餓鬼料遣す、手形有  
大石内藏助進藤源四郎小野寺十内參詣仕候

一金五兩

八幡山大西坊に御祈禱浴油料遣之、手形有

一銀貳拾貳匁八分三厘

草刈傳左衛門今切御證文滞り候に付矢頭長助大阪より呼寄申談候往來路銀渡す、手形有

一金貳兩

大阪木屋太兵衛に遣す、前廉銀壹枚遣候得共、段々御家中用事相勤所々届狀共にも自分之人指遣ひ物入も有<sub>レ</sub>之難儀之體に矢頭長助承届申聞候、彌精出し勤させ爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申遣候、受取手形有

一銀參拾參匁參分

草刈傳左衛門濱松引越候に付今切御證文の儀に付小野寺十兵衛田中文右衛門石川助太

夫方への音物入用、則十兵衛指圖にて遣す手形有

一金五兩壹步

紫野瑞光院東堂誠首座宗鐵兩人遣す、是は瑞光院へ山を調附置候に付始終之爲可<sub>レ</sub>然と小野寺十内申談遣之、手形有

一金九兩  
銀六匁

進藤源四郎江戸へ指遣候道中路銀旅籠、江戸逗留中雜用、手形有

一金拾兩參分貳朱  
銀貳匁壹分參厘

潮田又之丞原惣右衛門に指添江戸へ遣候道中往來路銀旅籠、江戸滞留雜用、但し罷上り候節は源四郎同道して上る、手形有

元祿四十七士

一金貳拾壹兩壹步  
銀拾匁四分貳厘

内藏助岡本次郎左衛門同道にて江戸へ罷下道中路銀旅籠、江戸滞留雜用會所入用之分手形有

一金貳兩貳步  
銀拾匁四分

岡本次郎左衛門右之節江戸へ罷下往來馬銀但旅籠江戸滞留雜用は内藏助方より拂、手形有

一金貳兩貳分 但千疋

江戸芝にて日用頭前川忠太夫儀、前々之通御家中事情を出し相勤候由承届段々下向之面々借宅其外肝いらせ爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申褒美に遣す手形有

一金八兩



奧野將監江戸に罷下候往來路銀に渡す、手形有、但道中差引之目錄不<sub>レ</sub>出

一金拾六兩貳分貳朱

原惣右衛門江戸へ指遣候道中往來路銀旅籠江戸滞留雜用、手形有

一金貳兩貳分銀三匁五分

大高源五進藤源四郎同道にて江戸に指下候片道路銀旅籠銀、手形有

一金七兩貳分貳朱銀六匁五分

大高源五滞留中雜用原惣右衛門同道にて罷登節道中路銀旅籠銀、手形有

一金七拾兩

江戸三田屋敷調代、則家賣證文三枚別封有

一金貳步

瑞光院拾翠庵に頼、稻荷御祈禱料に遣す、手形有

一金拾兩

瀧立仙江戸へ手遣に頼み遣候に付用意のため千馬三郎兵衛取次にて遣す、手形有

一金參兩

右立仙江戸に下り候路銀に千馬三郎兵衛に渡し遣す、手形有

一金五兩貳步

千馬三郎兵衛江戸に指下候につき不勝手之者故用意並路銀に遣す、手形有

一金五兩

中村勘助奥州白川へ妻子引越候につき勝手指詰り及ニ難儀ニ候段承届爲ニ引料ニ遣す、手

形有

一金貳兩壹步銀貳匁八分

内藏助小野寺十内同道にて美濃大垣に罷越往來路銀駕籠賃十内旅籠共に手形有

一銀貳拾四匁七分

右大垣に參候節小野寺十内馬銀に渡す、手形有

一金貳拾四兩壹分

遠林寺江戸へ手遣に罷下候につき、往來路銀に渡す、手形有

一金三步

紫野瑞光院東堂誠首座を頼み、稻荷御祈禱料に渡す、手形有

一金六兩銀三拾匁

元祿四十七士

千馬三郎兵衛神崎與五郎飢渴候に付原惣右衛門岡本次郎左衛門相談の上にて渡す、手形有

一金參兩

三村次郎左衛門、勝手不如意願に付遣之、手形有

一金三兩

矢頭右衛門七及飢渴候に付、進藤源四郎岡本次郎左衛門申談遣之、手形有

一金六兩二分

横川勘平早道にて江戸に指下路銀、三步は京都滞留雜用に渡す、手形有

一金四兩貳分

堀部安兵衛江戸より爲ニ内談ニ罷下る往來路銀、京都滞留雜用、手形有



一 銀貳百六拾壹匁六分

多田和泉守方にて伊勢に御祈禱料并江戸へ度々遣候書狀賃銀、京綿屋善右衛門に渡す手形有

一 金三分貳朱  
一 銀五匁五分五厘

堀部安兵衛潮田又之丞江戸に指下し江戸の者會談之節入用、兩人手形有

一 金八兩壹步  
一 銀四分五厘

潮田又之丞江戸に遣候往來通し駕籠賃旅籠銀に渡す、手形有

一 金參兩貳分貳朱  
一 銀參匁參分八厘

近松勘六潮田又之丞同道にて江戸へ罷下り候片道通駕籠旅籠銀渡、手形有

一 金貳兩參步貳朱  
一 銀四匁貳分五厘

八構布九疋代、此度入用に付調之、手形有

一 金參步

岡野九十郎上京路銀、大高原五へ渡す、手形有

一 金八兩

岡野九十郎武林唯七兩人江戸に指下路銀渡す、手形有

内

三兩、九十郎路銀 三兩、唯七路銀

貳兩、唯七勝手不如意に付願に付遣す

一 金貳拾壹兩

千馬三郎兵衛中田理平次中村清右衛門間十次郎岡嶋八十右衛門鈴木重八矢頭右衛門七

元祿四十七士

一 金貳兩壹步  
一 銀五匁五分

大高原五具賀彌左衛門用事につき赤穂へ指下往來路銀滞留中雜用渡す、手形有

一 金壹兩壹步  
一 銀四匁貳分

大高原五赤穂へ用事に付指遣候路銀滞留中雜用、手形有

一 金拾兩

原惣右衛門勝手難儀之旨承及に付爲ニ取續遣す、手形有

一 金拾兩貳分貳朱  
一 銀五匁八分五厘

近松勘六江戸へ指下路銀、滞留中雜用共渡す、手形有

以上七人江戸に指下路銀三郎兵衛手形として渡す

一 金六兩

柚庄喜齋大塚藤兵衛兩人江戸路銀原惣右衛門に渡す、手形有

一 金九兩貳步

間瀬久太夫同孫九郎兩人江戸路銀久太夫に渡す、手形有

内

四兩、久太夫路銀京都滞留雜用

三兩貳步、孫九郎路銀京都滞留雜用

貳兩、久太夫勝手不如意宿遣度願に付遣す

一 金五兩

小野寺幸右衛門江戸に指下候路銀渡す、貳兩は無據入用の由願に付遣す、手形有

七七



一金三兩

茅野和助江戸へ指下す路銀渡す、手形

一金三兩

大石瀨左衛門江戸に指下す路銀渡す、手形

有

一金三兩

矢頭伊助江戸に指下す路銀渡す、手形有

一金三兩

大高源五江戸に指下す路銀渡す、手形有

一金三兩貳歩

不破數右衛門江戸に指下す路銀二分は京都

滞留雜用に渡す、手形有

一金壹兩

毛利小平太江戸に罷下候節道中煩に付武林

唯七に持たせ遣す、御用金十兩之内にて渡

す、手形有

一金壹兩

京丸山にて打寄會談之入用十九人分三村次

郎左衛門仕拂、手形有

一銀百三拾六匁五分四厘

原惣右衛門より書出す方々飛脚賃銀并路銀

不足の面々に遣す、手形有

一金貳歩

銀五匁

奥野將監近松勘六方へ遣す飛脚賃銀、手形

有

一銀拾五匁七分五厘

江戸へ度々遣候狀賃銀寺井玄溪に渡す、手

形有

一金參兩

中村勘助江戸へ指下す路銀渡す、手形有

一金貳拾兩貳歩

銀六匁九分壹厘

吉田忠左衛門江戸へ指下す路銀江戸逗留中

雜用渡す、手形有

一金壹兩

磯貝十郎左衛門九月十月兩月分江戸宿代渡

す、手形有

一金貳歩

前原伊助相煩候に付服用の人參壹兩代磯貝

十郎左衛門へ渡す、手形有

一金壹兩

神崎與五郎江戸雜用銀渡す、手形有

一錢貳貫八拾文

富森助左衛門中村勘助兩人内藏助宿平間村

貝賀孫左衛門江戸へ指下す路銀渡す、手形

有

一金拾兩

有

一金拾兩

此度の一儀に付瑞光院にて心當有之其旨

寺井玄溪へ申含め同人へ相渡置き候、手形

有

一金參兩

一金參兩

寺井玄達江戸へ同道仕候路銀渡す、手形有

一金參兩

一金參兩

元祿四十七士



爲案内金川迄罷出候、路銀旅籠渡す、兩  
人手形有

一金四兩  
錢參百五拾文

内藏助宿平間村入用諸道具調代富森助右衛  
門渡す、手形有

一金四兩  
銀九匁三分

堀部安兵衛倉橋十左衛門毛利小平太横川勘  
平村松三太夫、家來一人霜月中飯料渡す、  
手形有

一銀貳拾六匁

右六人本所十月分宿代堀部安兵衛渡す、手  
形有

一金壹兩二歩

勝田新左衛門武林唯七、家來一人霜月中飯

料渡す、手形有

一錢八百五拾文

杉野十平次右三人本所十月分宿代渡す、手  
形有

一金貳兩

間喜兵衛同十郎同新六千馬三郎兵衛霜月中  
飯料渡す、手形有

一銀貳拾四匁

右四人麴町借宅十月分宿代渡す、手形有

一金壹兩

杉野十平次上下二人十月分飯料堀部安兵衛  
渡す、手形有

一金貳兩

中村勘助間瀬孫九郎小野寺幸右衛門家來一  
人上下四人霜月中飯料渡す、手形有

一金貳歩  
銀五匁

右四人麴町にて借宅十月分宿代渡す、手形  
有

一錢貳百四拾文

右麴町借宅番錢中村勘助に渡す、手形有

一金貳歩貳朱  
錢四百三十八文

吉田忠左衛門麴町にて借宅十月分宿代番錢  
渡す、手形有

一金貳歩

不破敷右衛門霜月中飯料に渡す、手形有

一金貳歩

矢頭右衛門七霜月中飯料に渡す、手形有

一銀拾參匁八分

元祿四十七士

片岡源五右衛門湊町借宅十月分宿代渡す、  
手形有

一錢五百貳拾五文

吉田忠左衛門家來鎌倉より平間村へ用事に  
付遣候道中路銀に渡す、手形有

一金五拾四兩參歩  
銀九匁壹分五厘

吉田忠左衛門在江戸中諸事入用、并面々へ  
相渡候飯料借宅代同人渡す、手形有

一金拾貳兩壹歩  
銀四匁五分

大高源五巳の秋江戸へ遣候節、相渡候路銀  
の餘り不納、則手形有

一金壹兩壹歩貳朱

きごみ一領はちかね一つ調代、手形有



一金貳拾壹兩貳步  
銀拾壹匁參分

神崎與五郎江戸へ罷下る道中路銀、并滞留  
雜用渡す、目錄有

一金貳步

茅野知助無據入用之由願に付渡す、手形有

一金貳步

此度調物代吉田忠左衛門渡す、手形有

一金參兩

奥田孫太夫同小四郎勝手指詰り願に付遣す  
手形有

一銀五拾五匁

此度入用に付相調候かぎ并すまる代神崎與  
五郎に渡す、手形有

一金參兩

有水  
早水藤左衛門勝手指詰り候に付渡す、手形有

一金壹兩

村松隆圓無據入用の由願に付渡す、手形有

一金壹步

銀九匁參分

小野寺幸右衛門十月五日より晦日迄飯料中  
村勘助へ渡す、手形有

一銀貳拾壹匁七分五厘

毛利小平太無據入用之由願に付渡す、手形有

一錢八百參拾貳文

此度入用相調候木てこ四十代并日用賃、手  
形有

一銀拾壹匁貳分

此度入用に付相調候矢籠矢からみいと代、

手形有

金壹步

一銀百參拾九匁五分

錢九百參拾貳文

此度入用に付相調鎗弓矢并矢籠代、手形有

一金參步

寺阪吉右衛門此度之用意のため遣す手形有

一金貳分貳朱

赤埴源藏矢田五郎右衛門兩人霜月半月分之

飯料并宿代遣す、手形有

一金壹兩貳步

横川勘平着込はちがね代遣す、手形有

一金壹步

錢參百文

堀部安兵衛此度の用事に付鎌倉へ罷出候道  
中路銀遣す、手形有

元祿四十七士

一金壹兩

間十次郎同新六弓鎗代遣す、手形有

一金壹兩

武林唯七長刀調代遣す、手形有

一金貳步

間瀬孫九郎鎗調代遣す、手形有

惣ノ金六百七拾七兩貳分

銀壹貫六拾五匁五分五厘

但壹貫文拾五匁替

錢六貫五百五拾九文

銀にノ九拾四匁四分五厘

二口の銀ノ壹貫百六十目

請取銀の元に指引ノ

銀壹貫百拾參匁五厘



但壹兩五拾六匁替

請取金元に指引

金に拾九兩參分貳朱と銀五厘

金七兩壹分不足

金都合六百九拾七兩壹步貳朱<sup>印</sup>

自分より拂

右預置候御金拂之勘定帳一冊御披見に入候以上

元祿十五年午十一月

大石内藏助<sup>印</sup>

落合與右衛門殿

明治元年、先帝陛下、都を東京に遷されて、鳳輦の品川を過ぐるや、敕使を立て、泉岳寺に敕語を賜ふ、

汝良雄等固執主従之義復仇死于法百世之下使人感

奮興起 朕深嘉賞焉 今幸東京因遣權辨事藤原獻

弔汝等之墓且賜金幣

宣

明治元年戊辰十一月五日

二百餘年の昔、關東武威の下、わづかに五萬三千石の一小藩に仕へて、名もなき旗下の士

元祿四十七士

七五



にさへ同席の叶はざる陪臣を以て扱はれしもの、王政復古の曉、鳳輦遷都の途、天聽この  
 優渥なる勅使救語を賜ふ、苔の下に埋めし四十六士の枯骨は風教の基となり人臣の鑒とな  
 りて、長へに絶えず英靈の光を照り添へぬ。

# 浪六全集

第貳拾貳編(終)

大正十二年三月一日印刷  
 大正十二年三月四日發行  
 大正十二年三月二十八日再版

浪六全集第 二十二篇

定價金貳圓貳拾錢

著者

村上

發行者

東京市日本橋區本町三丁目十四番地  
 加島虎吉

印刷者

東京市小石川區關口水道町四十六番地  
 茶畑菊太郎



印刷所長誠堂

## 發賣所

東京市日本橋區本町三丁目 電話本局長三六六六 二一六七番 至誠堂書店  
 東京市日本橋區人形町通住吉町 電話濱町一九四九番 至誠堂第一分店  
 東京市本郷區本富士町二番地 電話下谷二五〇二番 至誠堂第二分店



浪六先生の小説としての絶筆

時代相

四六判特製美装  
紙數四百頁  
定價貳圓六拾錢  
送料金八錢

時代相は今日の時代に於ける有らゆる階級の人間を捉へ來りて、浪六先生一流の痛快なる筆鋒を以て最も辛辣に赤裸々に遺憾なく社會各方面の内外表裏を曝け出せしもの、いかなる點にも何物にも憚らざる時代相の眞髓として近來稀に見る大文字なり

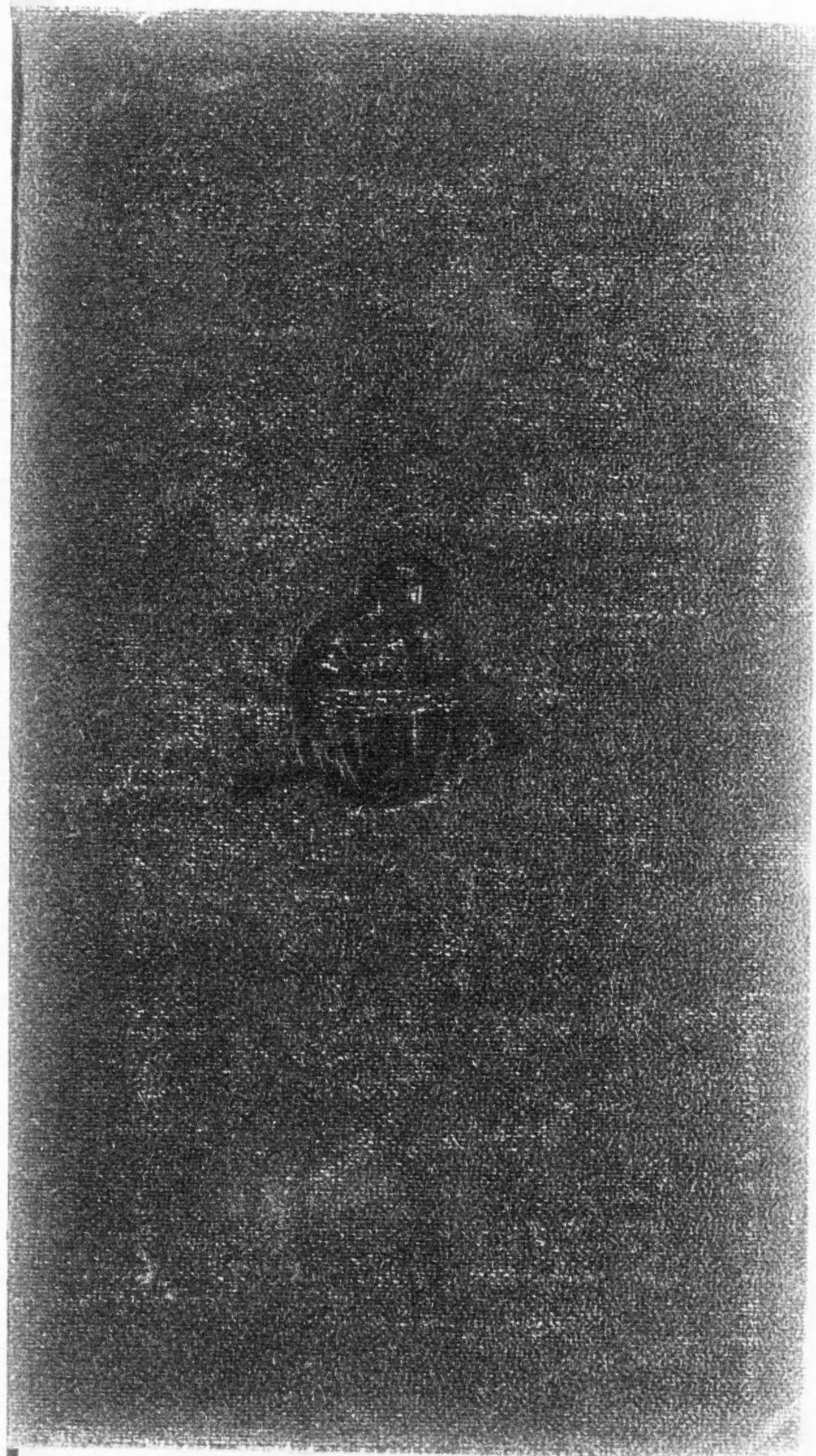
發賣所 東京本町 至誠堂 振替 東京四一七 東京四一七



550  
57

浪子傳







終